

平成 29 年度「とんぼの未来・北の里づくり」
事例発表会次第

平成 30 年 2 月 14 日 13:15～17:00 (予定)
ホテルさっぽろ芸文館「ニトリ文化ホール」

1. 開会挨拶

北海道農政部農村振興局 活性化支援担当局長 西崎 高

2. 事例研究会について

3. 事例発表

(1) 田んぼダムを通じた防災・減災の取り組みに向けて

発表者 岩見沢南地域資源保全協力会 会長 峯 淳一 氏

(2) 畑地帯における広域活動組織の取組

発表者 遠軽町環境保全広域協定運営委員会 会計 岡村 貴幸 氏

4. 報告事項

「事例研究会」道外視察研修の成果報告

報告者 洞爺湖町洞爺総合支所

農業振興課農業振興グループ 主査 村上 友和 氏

5. 連絡事項

(1) 活動の適切な実施について

(2) 抽出検査における指導事例について

(3) 交付金の持越について

(4) 自己評価及び市町村評価について

6. 閉会

平成 29 年度「とんぼの未来・北の里づくり」
事例発表会次第

平成 30 年 2 月 15 日 13:15～17:00 (予定)

旭川市民文化会館 大ホール

1. 開会挨拶

北海道農政部農村振興局 活性化支援担当局長 西崎 高

2. 事例研究会について

3. 事例発表

(1) 田んぼダムを通じた防災・減災の取り組みに向けて

発表者 岩見沢南地域資源保全協力会 会長 峯 淳一 氏

(2) 畑地帯における広域活動組織の取組

発表者 遠軽町環境保全広域協定運営委員会 会計 岡村 貴幸 氏

4. 報告事項

「事例研究会」道外視察研修の成果報告

報告者 洞爺湖町洞爺総合支所

農業振興課農業振興グループ 主査 村上 友和 氏

5. 連絡事項

(1) 活動の適切な実施について

(2) 抽出検査における指導事例について

(3) 交付金の持越について

(4) 自己評価及び市町村評価について

6. 閉会

平成29年度

「とんぼの未来・北の里づくり」事例発表会

＜説明資料綴＞

- ・ 議題2 事例研究会について
- ・ 議題5 連絡事項
 - (1) 活動の適切な実施について
 - (2) 抽出検査における指導事例について
 - (3) 交付金の持越について
 - (4) 自己評価及び市町村評価について

＜説明資料綴＞

- ・ 議題 2 事例研究会について

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 設置要領

平成 29 年 12 月 14 日制定

1. 趣旨

北海道における農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多面的機能支払事業における効果的な活動事例などの情報収集を行い、各々の地域の状況に応じた更なる活動の充実・発展を図るために、事例内容について検討を行い、発信等を行うことを目的として、この会を設置する。

2. 構成

本会は、11名の活動組織構成員、5名の市町村職員と各2名の北海道及び北海道土地改良事業団体連合会職員の計20名で構成する。

- (1) 活動組織構成員は、水田地域4名、畑地域4名、草地域3名の次世代にわたる農業者等とする。
- (2) 市町村職員は、水田地域2名、畑地域2名、草地域1名の本事業を担当する者とする。
- (3) 北海道及び北海道土地改良事業団体連合会職員は、北海道日本型直接支払推進協議会事務局から各々2名とする。
- (4) その他、必要に応じて指導助言・意見聴取のため、第三者を招集することを可能とする。

3. 活動内容

本会では、次の活動を行うものとする。

- (1) 本事業における効果的な活動事例や要望の多い活動事例などの情報収集
- (2) 事例内容についての検討及び必要に応じた調査
- (3) 活動組織及び市町村等へ活動事例や検討結果等の情報発信
- (4) 北海道地域活動指針に追加すべき活動項目の抽出・調査・検討
- (5) その他多面的機能支払事業の効果的な取組に必要な事業等

4. 主管

北海道日本型直接支払推進協議会

5. 庶務

北海道日本型直接支払推進協議会事務局
(北海道土地改良事業団体連合会技術部地域支援課)

6. その他

この要領に定めるもののほか、本会の設置、運営等に関し必要な事項は別に定める。

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会 会員一覧

H29.12.14 現在

会員No	局名	市町村名	区分	地帯	組織名	役職	氏名	しめい	性別
1	空知	岩見沢市	組織	水田	岩見沢南地域資源保全協力会	会長	峯 淳一	みね じゅんいち	男
2	上川	名寄市	組織	水田	名寄東資源保全活動組織	代表	鷺見 悦朗	わしみ よしあき	男
3	上川	鷹栖町	組織	水田	鷹栖町地域農業推進会議中央支部	会長	佐竹 敏明	さたけ としあき	男
4	オホーツク	津別町	組織	畑	津別広域協定運営委員会	構成員	河本 純吾	かわもと じゅんご	男
5	オホーツク	遠軽町	組織	畑	遠軽町環境保全広域協定運営委員会	会計	岡村 貴幸	おかむら たかゆき	男
6	十勝	芽室町	組織	畑	上伏古環境保全組合	副組合長	鳥本 勝信	とりもと かつのぶ	男
7	空知	岩見沢市	行政	田	岩見沢市農政部農業基盤整備課基盤整備係	主事	山崎 拓也	やまざき たくや	男
8	空知	岩見沢市	団体	田	北海土地改良区 総務課	主幹	高道 政秀	たかみち まさひで	男
9	胆振	洞爺湖町	行政	畑	洞爺湖町農業振興課農業振興グループ	主査	村上 友和	むらかみ ともかず	男
10	オホーツク	北見市	行政	畑	北見市 農林水産部農林整備課管理係	係長	江本 博幸	えもと ひろゆき	男
11	釧路	鶴居村	行政	草	鶴居村産業振興課農政係	係長	志村 剛	しむら つよし	男
12			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	主幹	坪井 隆徳	つばい たかのり	男
13			道協議会		北海道農政部農村振興局農村設計課	主査	高瀬 崇	たかせ たかし	男
14			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	主幹	田村 宏幸	たむら ひろゆき	男
15			道協議会		水土里ネット北海道技術部地域支援課	主査	佐藤 秀哉	さとう ひでや	男

H29.12.14 現在
<H30.2.14 時点修正>

平成 29 年度 事例研究会行動計画

1	H29.8.29	事務連絡の発出	・設置要領（案）の案内 ・推薦者の報告依頼
2	H29.9.8	推薦者の報告期限	
3	H29.11.2	推薦者の選定	・推薦者の選定を行い、市町村を通じて通知
4	H29.12.14	第 1 回事例研究会の開催	設置要領の制定、本年度の事業計画等の協議等（道外視察、全道事例発表会、制度運用検討など）
5	H30.1.17-19	道外視察研修	・2泊3日行程 ※全道事例発表会で成果を報告
6	H30.2.14-15	全道事例発表会（札幌 2/14）（旭川 2/15）	・活動事例の発表、事例研究会の紹介、道外視察研修の報告 ・旭川、札幌の2会場開催 ※今後は女性を対象とした制度説明会なども検討。
7	H30.3.中下旬	第 2 回事例研究会の開催	・道外視察研修や全道事例発表会の総括 ・研修を踏まえ道内活動への反映等の検討 ・制度運用検討の協議 ・H30 年度の行動計画の策定

<説明資料綴>

・議題5 連絡事項

- (1) 活動の適切な実施について**
- (2) 抽出検査における指導事例について**
- (3) 交付金の持越について**
- (4) 自己評価及び市町村評価について**

事 務 連 絡
平成29年12月13日

各地方農政局農村振興部農地整備課長 殿
内閣府沖縄総合事務局農林水産部農村振興課長 殿
北海道農政部農村振興局農村設計課活性化担当課長 殿

農林水産省農村振興局整備部農地資源課
多面的機能支払推進室長

多面的機能支払交付金に係る活動の適切な実施について

多面的機能支払交付金の事業執行に当たっては、関係法令及び多面的機能支払交付金実施要綱等を遵守して適切な実施がなされるようご指導をお願いしているところです。

しかしながら今般、活動組織が設立から一度も総会を開催しないまま役員の独断により運営され、多額の使途不明金が生じるといった、極めて不適切な事案も生じているところです。この事案は、役員及び構成員間の意思疎通や合意形成が十分に行われていないことにより生じたものと考えられます。

また平成28年度には、本交付金から支払う日当を活動に参加した本人に支払わなかったことが問題化するなど、活動組織における日当の支払い方法も課題となっているところです。

活動組織における合意形成を十分に行うことにより、このような事案の再発を防止するとともに、活動組織の円滑な組織運営を図るため、別紙の事項に十分留意するよう、管内の都府県、推進組織、市町村への周知をよろしくお願いします。

また、別添資料（円滑な組織運営のためのポイント）については、活動組織の構成員まで（広域活動組織にあつては傘下の集落等の構成員まで）の周知が図られるようご配慮願います。

別紙

1. 活動組織及び広域活動組織の構成員の合意形成の徹底

(1) 活動組織の場合

活動組織の運営等に係る活動組織規約に基づき総会等を開催し、合意形成を図ること。

具体的には以下のとおり。

- ① 活動組織は活動組織規約に基づき、あらかじめ構成員に書面で開催を通知した上で、毎年度1回以上総会等を開催し、毎年度の活動計画、活動の実施状況報告、収支決算、その他活動組織の運営に関する重要な事項について審議し、議決する。
- ② 総会等を行った際には、その日時、場所、出席者数、議案、決定事項等がわかるよう議事録（メモ）を作成するとともに、決定事項については当日の説明資料とともに構成員全員に書面で配布又は回覧により確実に周知する。
- ③ 市町村は、活動組織の実施状況の確認時に、実施状況報告書（実施要領様式第1-8号）、活動記録（実施要領様式第1-6号）、総会等の説明資料、議事録等や役員への聞き取りを行うなど、総会等が適切に行われているか確認する。

(2) 広域活動組織の場合※

広域活動組織の運営委員会における合意形成とともに、広域活動組織の参加集落又は活動組織（以下「集落等」という）においても合意形成を図ること。

具体的には以下のとおり。

- ① 集落等は、毎年度の実施計画や活動の実施状況報告、収支決算、その他組織の運営に関する重要な事項について、構成員の合意形成を図る。
集落等における合意形成に当たっては、活動組織の総会等に準じ、あらかじめ集落等の構成員に通知した上で、毎年度1回以上合意形成の場（会合）を設け、集落等の構成員の過半数の出席の下、上記事項等について話し合い、合意形成を図ることが望ましい。
- ② ①の合意形成が図られたら、会合等を行った日時、場所、出席者数、議案、合意事項等がわかるよう議事録（メモ）を作成するとともに、合意事項については構成員全員に書面で配布又は回覧を行う。
- ③ ①で合意された実施計画や活動の実施状況報告と②の議事録を運営委員会に提出する。
- ④ 運営委員会役員は、集落等から提出された③の書類をもとに、適宜聞き取り等により合意形成が確実にされているか確認を行う。
- ⑤ 運営委員会で議決された広域活動組織の毎年度の活動計画、実施状況報告、収支決算、運営委員会規則、その他広域活動組織の運営に関する重要な事項については、書面により集落等の構成員全員に配布又は回覧により確実に周知する。

- ⑥ 市町村は、広域活動組織の実施状況の確認時に、運営委員会の開催状況の確認のほか、広域活動組織傘下の集落等において合意形成が適切に行われているかを、実施状況報告書、活動記録、各集落等における会合の資料等をもとに適宜役員への聞き取り等により確認する。

※ 集落等の構成員個人を広域協定運営委員会の会員に位置付けている場合、広域活動組織全体で総会等を行うこととなるため、(1) に準じた対応を行う。

2. 活動組織及び広域活動組織の役員等が行う事務の相互確認の徹底

- ① 活動に伴う金銭の出納、外部への発注などは、複数の役員によりその内容を確認すること。
- ② 外部への発注を行う活動組織及び広域活動組織にあっては、その方法を内規に定め、これを遵守することで、公正な契約となるよう努めること。
- ③ 活動組織及び広域活動組織の毎年度の決算において、監査役による監査を確実に行うこと。

3. 日当の本人への支払いの徹底について

- ① 日当は、草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として、活動参加者本人に支払われるべきものであることを、活動組織等の構成員間で周知徹底し、日当の取扱いについては構成員間で十分な合意形成を図ること。
- ② 日当を活動参加者本人に支払った場合には、支払いの事実が確認できるよう、参加者ごとの活動日、活動内容、活動時間等と支払額を一覧表にし、そこに活動参加者本人から受領印又はサインと受領日を記入してもらうこと。ただし、金融機関への振込の方法により支払う場合には、取扱金融機関の振込受領書を以て受領したこととすることが可能。
- ③ 活動組織の構成団体や広域活動組織傘下の集落等の代表者に一括して日当を支払う場合には、代表者の領収書の徴収のほか、②に示す一覧表に活動参加者本人から受領印又はサインと受領日を記入してもらい、これを活動組織や広域活動組織の役員等に提出すること。



高めよう 地域協働の力！

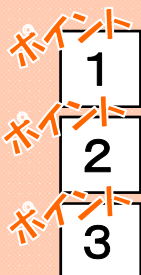
多面的機能支払交付金 円滑な組織運営のためのポイント

～みんなの合意形成が大事です～



日頃より、農業・農村の多面的機能の維持・発揮のための共同活動に取り組みいただき、ありがとうございます。

このしおりでは、活動組織が組織を円滑に運営していくために守っていただきたい3つのポイントを説明しています。

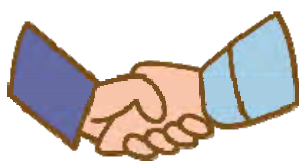


1 構成員の合意形成をしっかり行う

2 役員が行う事務はお互いに確認し合う

3 日当は活動参加者本人に支払い、受領を確認

この3つのポイントを守って、地域協働の力を確かなものにしましょう



平成29年12月

農林水産省

農村振興局 整備部 農地資源課 多面的機能支払推進室

北海道日本型直接支払推進協議会(事務局:水土里ネット北海道、水土里推進部)
〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 道通ビル7F tel:011-206-6209

構成員の合意形成をしっかりと行いましょう



○多面的機能支払交付金の実施に関する事項は総会等で議決し、その内容は、活動組織の構成員全員にお知らせしましょう。

合意形成 3つのポイント

1. 活動内容について毎年度話し合う
2. 話し合いの記録を作る
3. 決まった内容は書面で全員にお知らせ

○複数の集落等の協定による「広域活動組織」では、運営委員会の合意形成に加えて、協定に参加する集落等でも合意形成を図りましょう。

(1)活動組織での合意形成(総会等)

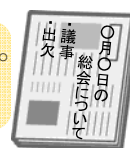
役員間で話し合い、総会等の議事、日時等を決めます。

- ・役員は総会等にはかる事項の資料作成を行います。



構成員全員に総会等の開催を事前にも書面でお知らせします。

- ・欠席者からは委任状をもらいます。



総会等を開催します(毎年度1回以上)

成立には構成員の過半数の出席が必要

- ・毎年度の活動計画
- ・毎年度の実施状況報告
- ・収支決算
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答

話し合い

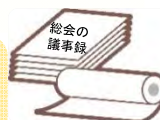


議決



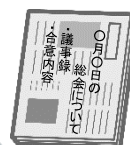
総会等で決まったことなどを議事録(メモ)にまとめます。

- ・日時、場所、出席者数、議案、決定事項 など



決定事項は説明資料とともに書面で構成員全員に配布又は回覧し、確実にお知らせします。

- ・欠席者にも必ずお知らせしましょう。



活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に



もし合意形成が不十分だったら...



不透明な運営



トラブル発生

不正や揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還に
なるケースも...

(2) 広域活動組織での合意形成(運営委員会+参加集落の合意形成)

広域協定運営委員会（各集落、団体の代表者で構成）

- ・全体の活動計画、実施状況、収支決算、会計監査報告、役員の改選や規則の改正などを話し合い、議決します。

運営委員会は、集落における合意形成が確実に図られたか確認します。

集落は合意された実施計画や活動報告を、議事録とともに運営委員会に提出します。

運営委員会で決まったことは、議事録にまとめ書面で各集落に通知するとともに、各集落内の全員へ周知を依頼します。

A 集落

集落の役員で合意形成を図る事項、開催日時等を決めます。・説明資料の作成も行います。

集落の構成員全員に合意形成のための会合を行うことのお知らせします

合意形成の場（会合）を開催します（毎年度1回以上）
※集落の取り決めに従って合意形成を行います。

- ・集落での毎年度の実施計画
- ・集落での毎年度の活動報告
- ・その他組織の運営に関する重要な事項

説明と質疑応答

話し合い

決定

過半数の出席

合意事項などを議事録（メモ）にまとめます。
・日時、場所、出席者数、議案、合意事項など

- ・合意事項と資料は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧でお知らせします。
- ・広域協定運営委員会に議事録と資料を提出します。

広域協定運営委員会で決まった内容は書面で集落の構成員全員に配布又は回覧します。

B 集落

C 集落

左と同じ

左と同じ

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に

もし合意形成が不十分だったら...

不透明な運営

トラブル発生

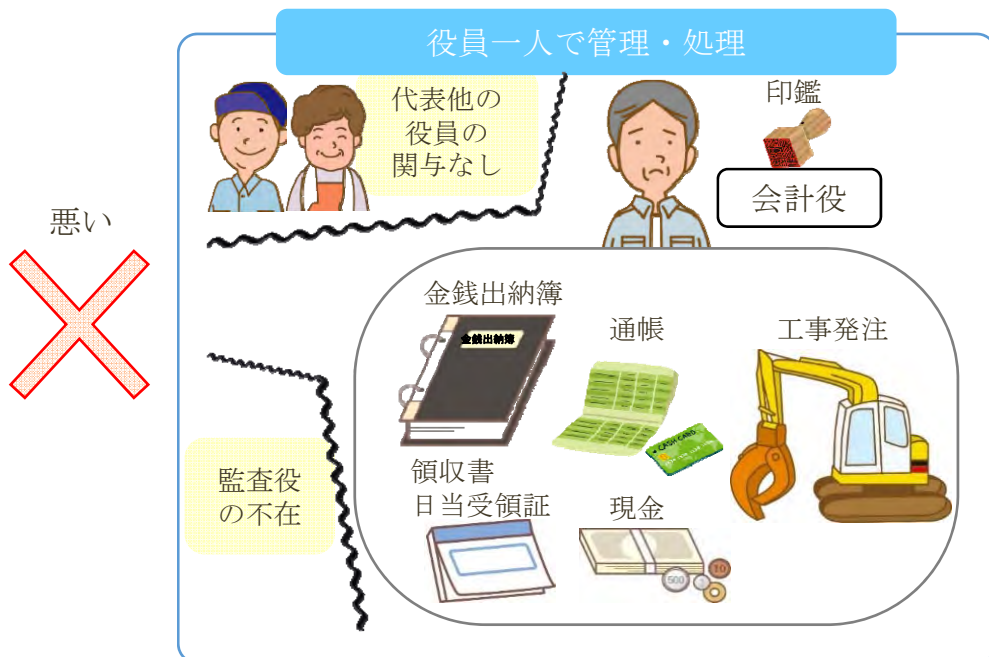
不正や揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の
返還になる
ケースも...

役員が行う事務はお互いに確認し合いましょう



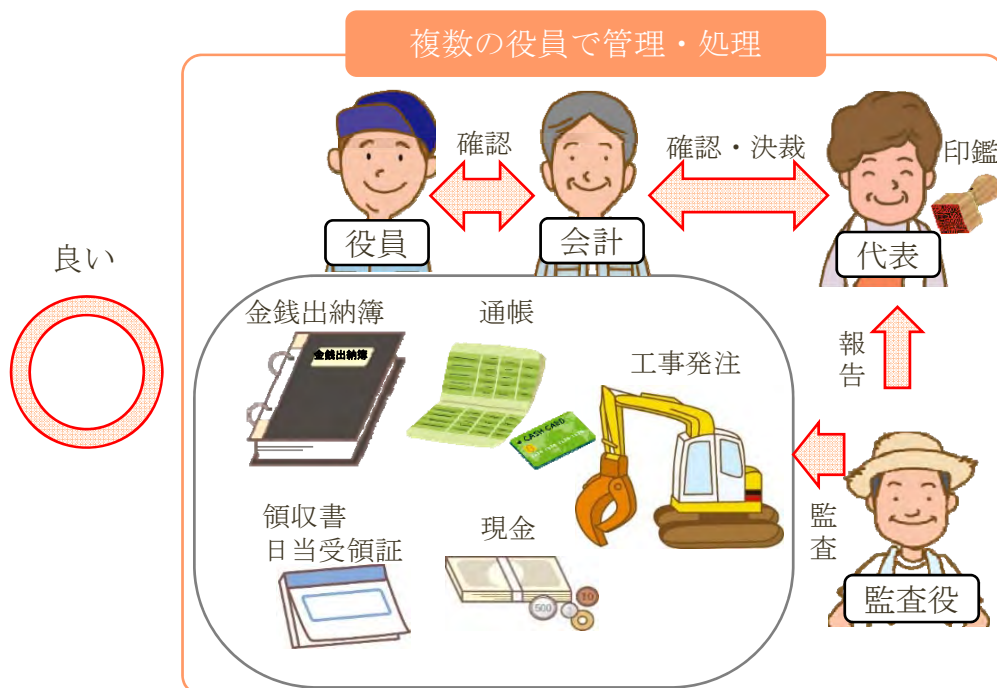
- 活動に伴う金銭の出納、工事発注などは、複数の役員でその内容を確認しましょう。
- 工事発注を行う組織は業者の選定方法等を内規に定め、それを守って対応しましょう。
- 毎年度の決算では、監査役による監査を確実に行いましょう。



こんなことを招くかも・・・

- ・帳簿や証拠書類の未処理、紛失
- ・交付金の私的な流用
- ・業者からの金品の受領

最悪の場合
交付金の返還、
刑事罰を受ける
ケースも・・・



役員が行う事務を
互いに確認することにより、適切な
運営が可能に





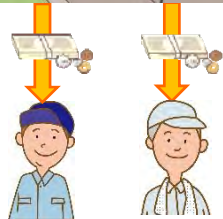
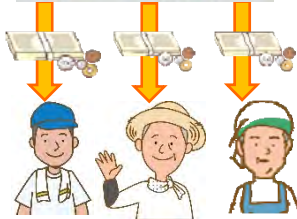
3 日当は活動参加者本人に支払い受領を確認しましょう

- 日当の取扱いについては、活動組織等の構成員間で十分な合意形成を図りましょう。
- 草刈りや泥上げ、補修作業などの労力提供の対価として日当を支払う場合は、

活動に参加した本人に支払い、受領を確認しましょう。

日当の取扱いについて、活動組織等の構成員間で合意形成
(ポイント 1 の場の活用)

対象活動の日当



日当は参加者本人に支払います

日当の受領を確認します

活動に対する理解が得られ、円滑な組織運営が可能に

合意形成や本人への支払いが不十分だったら...

- ・不透明な日当の扱い



トラブル発生

- ・日当の目的外使用
- ・揉めごとの発生など

最悪の場合
交付金の返還になるケースも...

日当の受領確認

参加者ごとの活動日、活動内容、時間等と支払額を一覧表にし、参加者本人から受領印又はサインと受領日を記入してもらい、管理しましょう。※

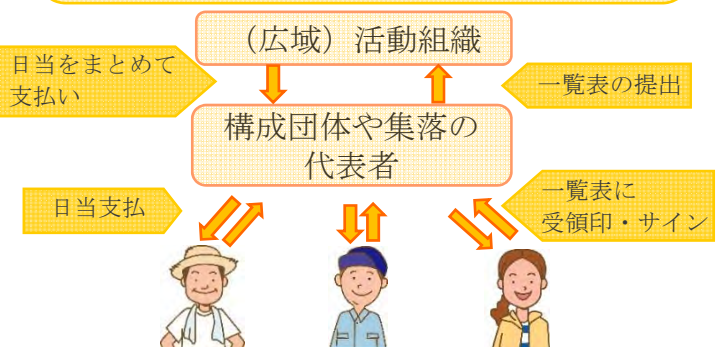
一覧表の例

氏名	日付	内容	時間	支払額	本人の印 かサイン	受領日
〇〇〇〇	H29.11.1	農道の砂利入れ	2:00	1,700		12/1

※金融機関への振込により支払う場合、振込受領書によって代えることもできます。

代表者が一括して受け取る場合

代表者が一括して受け取る場合も、一覧表に参加者本人から受領印・サインを記入してもらい、これを(広域)活動組織に提出しましょう。※



以上、3つのポイントを守って、
活動組織を上手に運営しましょう。



～お役立ち情報～

★多面的機能支払メールマガジン 「農村ふるさと保全通信」

農村ふるさと保全通信

<http://www.maff.go.jp/j/pr/e->

★農村ふるさと保全通信への投稿 tamen_m1@maff.go.jp

こちらから
アクセス
できます⇒



★多面的機能支払交付金ホームページ 「多面支払」で検索

http://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai



Facebookもチェック



いいね!

<https://www.facebook.com/nouson.maff/>



抽出検査における指導事例について

1 金銭出納簿に関すること

- ・活動日は必ず記載すること。
- ・立替払を行なった場合の日付の欄は、購入した日ではなく、立替払を解消した（交付金から支出した）日付を記載すること。
- ・金銭出納簿の領収書番号と領収書の番号は一致するよう整理すること。
- ・金銭出納簿には、購入等の内容がわかるよう記入すること。
- ・購入した備品等の保管場所は、財産管理台帳を整理するほか、金銭出納簿に記載すること。

2 領収書等に関すること

- ・領収書に内容(品名、数量等)が記載されていないものは、納品書を徴収するなど内容を明確にすること。
- ・酒類・土産物の支出は不適切であるため、是正すること。
- ・委託については、契約書や領収書のほか、内容が分かるものを添付すること。
- ・先進地研修については、領収書のほか、その内容(行程、人数等)がわかるものを添付すること。
- ・領収書及びレシートは、整理番号を明示すること。
- ・口座引落の場合は、金融機関の支払証明書を添付するほか、依頼書に取扱印を押印して貰うこと。
- ・個人で立替払をしている場合は、受領書等を整理すること。
- ・立替払を解消した場合は、受領した者の領収書を添付すること。
- ・領収書の宛名は、活動組織名とすること。
- ・見積書や領収書等には日付を記載させること。
- ・見積書を徴収する場合は、市町村等の基準に照らし合わせ、複数者から徴収すること。
- ・随意契約を行なう場合は、市町村等の基準に照らし合わせ適切に処理するとともに、見積を徴収し金額の妥当性の確認を行うこと。
- ・感熱紙のレシートは黒く変色して、文字が消える場合があるため、コピーレシートとコピーを合わせて保管すること。

3 作業日報等に関すること

- ・個人ごとの作業日報は、集計表を作成し、作業日、作業時間を明確にすること。
- ・上限額を設定して日当を支払う場合は、上限額見合いの日報だけではなく、全ての活動を日報に記載すること。
- ・作業日報で出席者が確認できない場合は、出席者名簿を作成すること。
- ・活動を実施した場合は、交付金支出の有無に関わらず活動記録（道様式第3号）に参加人数等を記載し、活動内容を記録すること。
- ・活動組織役員等が事務作業に従事した場合は、作業日報を整理すること。
- ・自治会館の使用料の支払額を説明できる会館利用簿等を整理すること。
- ・活動内容が内業となる次の作業については、作業日報や活動を適切に実施したことを説明できる資料の未整理が散見されるので、特に留意すること。

1 農地維持支払

①地域資源の基礎的保全活動【必須】

点検（毎年度）、年度計画の策定（毎年度）、事務・組織運営等の研修（1回以上）

②地域資源の適切な保全管理のための推進活動【必須】

最低1項目を毎年度

2 資源向上支払（共同）

① 施設の軽微な補修【資源向上（共同）に取り組むなら必須】

機能診断（毎年度）、年度活動計画の策定（毎年度）

機能診断・補修技術等の研修（1回以上）

② 農村環境保全活動【資源向上（共同）に取り組むなら必須】

計画策定（毎年度）、啓発・普及（毎年度1つ以上）

③ 多面的機能の増進を図る活動【活動計画に位置づけた場合は必須】

※農村環境保全活動を追加する場合は、計画策定、啓発・普及、実践活動をセットで追加して行うこと。

※内業的な活動を選択した場合は特に留意すること。

4 総会及び活動計画書・実施状況報告書等に関すること

- ・総会での議決方法は、挙手により行い、可否の数を記録すること。
- ・総会の出席者名簿は、本人出席と委任出席の別で整理し、委任出席にあつては委任状を添付すること。
- ・総会の招集は、団体を含め全ての構成員に通知すること。
- ・規約に基づき総会が成立しているかを確認すること。（参加等人数）
- ・総会が終了したときは、決定事項を記載した書面を作成し、欠席者を含む全ての構成員に確実に周知すること。
- ・日当、機械借り上げ費、各手当の単価は、一覧を整理し、根拠資料と併せて総会に諮ること。
- ・次年度持越額（全額）の使途内容と当該活動の時期を、決算書等（総会資料）と実施状況報告書に明記すること。
- ・市町村は、活動記録にない活動を含めて確認する必要があることに留意すること。

5 その他

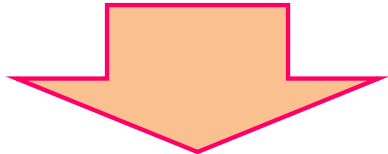
- ・融雪材散布、景観作物の播種等の活動実施に際しては、散布・播種の場所（圃場位置）、資材の使用結果や保管場所等の記録を整理すること。
- ・加入する傷害等保険、又はリース機材が翌年度に入り契約満了となる場合は、当該年度に中途解約を行い、年度当初に契約すること。
- ・委託工事の完了確認は、活動組織が行うこと。
- ・現地視察研修等は、活動目的を明確に説明できよう、必要な資料等を整理すること。
- ・活動計画の軽微な変更などを役員会に一任する場合は、総会においてその範囲を附帯決議すること。
- ・通帳と印鑑の保管は、事故等の未然防止の観点から別々の者が管理すること。
- ・活動時（会議・総会含む）に弁当を支弁する場合は、活動が食事時間を挟まなければならないなどの妥当性がある活動に限定すること。
- ・個々に行なう草刈等の活動については、一定期間（1～2週間）を定めて、その間に活動すること。
- ・認定及び交付対象農用地の場所が確認できる図面と、各農用地の1筆毎の面積と集計値が記載された一覧表を整理し、面積の異動が生じる度に更新・管理すること。

- ・持越額が多額な活動組織にあつては、計画的かつ適切に執行するよう努めること。また、活動の発展に向けた交付金の活用方法について、適宜推進組織と相談すること。
- ・保全管理する施設が、農道も排水路も市町村所有施設となっているので、対象に位置付けた根拠を整理するとともに、役員及び構成員間で認識の統一を図ること。
- ・事務委託内容に活動組織が行うべき申請書の作成が含まれているが、行政書士法に抵触する誤解を受ける可能性があることから、作成補助と改めること。

交付単価の考え方

(交付単価設定の考え方)

- 国が抽出した活動組織の活動記録等に基づき共同活動の活動実績（作業時間・人数・費用等）の整理・分析を行い、農地を維持するための基礎的保全活動（水路の草刈り・泥上げ、農道の草刈り等）の活動量の調査結果を基礎に地目別・地域別に算定。
- 北海道は都府県と比べると、経営規模が大きいいため面積あたりの活動量（施設）が少なくなり、交付単価が安くなる。
- 国・地方（道＋市町村）・農業者が同等の役割を分担することとし、国と地方を合わせた交付単価を設定。（国：地方：農業者＝１：１：１）



つまり…

- ✓ 活動組織による基礎的保全活動の 2 / 3 相当は交付金を使用して行われ、1 / 3 相当は交付金を使用しない活動が行われていることを想定。
- ✓ 活動記録には、交付金を使用せずに行う 1 / 3 相当の活動が記録されている必要がある。

【 現行の交付単価 】

(単位：円/10a)

北海道	①農地維持支払	②資源向上支払 (共同活動)	①+②	都府県	①	②	①+②
田	2,300	1,920	4,220	田	3,000	2,400	5,400
畑	1,000	480	1,480	畑	2,000	1,440	3,440
草地	130	120	250	草地	250	240	490

中間評価と活動記録

●中間評価に向けた活動量等の調査結果等

- ・ 農水省で北海道39地区を抽出して、27年度の活動量を調査したところ、**想定を大幅に下回る活動実績**となっていた。
- ・ 要因を分析したところ、交付単価見合い**(2/3)の活動記録しか整理されていない**ことが判明。

※農水省の抽出検査では、交付金を使用しない活動を活動記録に取りまとめるように強く指導を受けている。

このままだと、単価が削減される可能性が高い……

国への**交付単価の増額要望**も可能となる！

●次期対策に向けた対応（改善策）

- 次期対策（H31～）に向けた活動量調査が29～30年度に実施される予定。
- 交付単価設定の考え方にに基づき、国・地方・農業者の役割分担にあわせて、**3分の3の活動記録を整理**する必要がある。

※交付金を使用しない活動を含め、地域で行なわれている全ての共同活動を記載する。

想定される未掲載の活動.1

活動区分等			想定される未掲載の活動の内容等	
農地維持	点検	農用地	・ 春先の点検しか計上していない ・ 日常生活や営農作業の中で点検をしているものは計上していない	
		水路		
		農道		
		ため池		
	計画策定		・ 計画の立案は役員が対応するので計上していない	
	発注事務		・ 外部発注に係る見積依頼、書類の確認、契約書の作成の時間を計上していない	
	実践活動	農用地	遊休農地	・ 該当する農地は、地権者が年 1 回以上の耕起作業や緑肥作物の播種等を実施しているが計上していない
			法面等草刈り	・ 農地回りの草刈を、3回実施しているが、1 回しか計上していない（そもそも計上していない） ・ 支払額に見合う作業時間しか計上していない ・ 防風林の枝払いや下草刈は個人で実施しているので計上していない
				施設管理等
		水路	草刈り	・ 2 回実施しているが、1 回しか計上していない ・ 支払額に見合う作業時間しか計上していない ・ 維持管理組合や改良区、個人が管理することとしているため、対象施設から除外し、各々が実施している
			泥上げ	※草刈に同じ
			施設管理等	・ ゲートの保守管理（注油・サビ落とし等）は、個人や水利組合が実施しているため計上していない ・ パイプラインの通水試験や水落としは計上していない ・ 用水路の配水管理は、改良区等が実施しているため対象としていない
		農道	草刈り	・ 2 回実施しているが、1 回しか計上していない ・ 維持管理組合等が管理することとしているため、対象施設から除外し、維持管理組合等が実施している
			泥上げ	※草刈に同じ
			施設管理等	・ 道路の小さな凸凹の補修や、取付道路の補修は、農家が自前で実施しているため計上していない
ため池		草刈り	・ 2 回実施しているが、1 回しか計上していない	
		泥上げ	・ 関係者のみで実施しているため計上していない	
		施設管理等	・ 利用組合が実施しているので計上していない	
事務運営研修		・ 役員が対応するため、又は移動等の時間は計上していない		
推進活動		・ 日当の対象としていないので計上していない		

想定される未掲載の活動.2

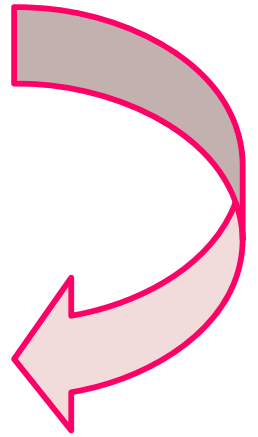
活動区分等			想定される未掲載の活動の内容等				
資源向上 (共同)	機能診断・点検	農用地	・ 春先の機能診断しか計上していない ・ 日常生活や営農作業の中で点検をしているものは計上していない				
		水路					
		農道					
		ため池					
	施設の軽微な 補修	計画策定		・ 計画の立案は役員が対応するので計上していない			
		発注事務		・ 外部発注に係る見積依頼、書類の確認、契約書の作成の時間を計上していない			
		実践活動	農用地	・ 畦畔の畦塗りやねずみ穴・小さな法崩れの補修は、計上していない ・ 融雪剤は資材のみを対象とし、散布手間は計上していない ・ 水田の溝きりや、畑の心土破碎は計上していない ・ 暗渠配水の落ち口の清掃、除雪後等の石拾いは計上していない ・ 個人で設置した鹿柵（電牧柵等）や牛の放牧用の電牧柵の補修は計上していない ・ 堆肥舎の補修は個人で実施することとしている			
				水路	・ 末端の施設は、個人管理としているので計上していない ・ 改良区等が管理することとしているため、対象施設から除外し、改良区等が実施している		
					農道	・ 維持管理組合等が管理することとしているため、対象施設から除外し、維持管理組合等が実施している	
					ため池	・ 利用組合が実施しているので、対象としていない	
		農村環境保全 活動	計画策定	各テーマ	・ 計画の立案は役員が対応するので計上していない		
			啓発普及		・ パンフレットや広報誌は、市町村の広報誌に掲載しているため、作業時間等を計上していない ・ 交付金を使用していない、交流活動（酒席以外）や学校教育との連携を計上していない		
	実践活動		生態系保全	・ アライグマやアメリカオニアザミ等の外来種駆除は、役場・ＪＡ・農家個人が実施しているので対象としていない			
			水質保全	・ 代掻き時の排水調整板等の管理は計上していない ・ 代掻き時の浮遊物質の除去は計上していない			
			景観・生活環境	・ 景観作物（ヒマワリ等）や風塵防止作物（エン麦等）の種子は対象としているが、播種手間は計上していない ・ 花の植栽やゴミ拾いは支払上限額を設定しているので、見合いの時間しか計上していない ・ 集乳道の除雪は個人で実施しているので計上していない			
				水田貯留他	・ 田んぼダムの実施に向けた排水調整板のかさ上げ作業は計上していない		
			資源循環	・ 稲ワラを共同で利用している堆肥製造施設に搬出する際の作業は計上していない			
機能診断補修技術研修			・ 移動等に要した延べ時間を計上していない				
多面的機能の増進を図る活動			・ 草地周りの笹刈りは計上していない				

活動記録の蓄積に向けて

● 想定される課題

- ・ 新たに共同活動に位置付けて皆で活動するのは大変
- ・ 今まで以上に活動するのは無理
- ・ 事務作業が増える

- ✓ 今まで以上の活動を求めているものではありません
- ✓ 共同活動とは、新たに活動計画や事業計画に追加するだけではなく、構成員の合意のもとに行なう活動です
- ✓ 交付金を使用せずに、既に地域で行なわれている“当たり前の保全活動”を共同活動に位置付けて取組みましょう



事務負担の軽減を図ることを目的にExcelのシステムファイルを道協議会で構築。

【特徴】

- ・ P Cで入力する場合、活動項目等はリスト選択。
(※手書きの人は事務局等で入力する必要があります)
- ・ 日当や機械借上げ費の金額も自動で算定。
- ・ 日当や機械借上げ費の支払対象活動を任意設定できる。
- ・ 個人や団体別の支払上限等の額が設定されている場合は、これを反映。
- ・ 個人毎に入力したファイルを集約し、①構成員別の集計、②取組項目別の集計、③団体等別の集計、④活動記録が自動作成される。

活動組織の事務を委託する際の業務内容の記載例

<現状での例>

- ・ 規約、活動計画書、事業計画認定申請書の作成業務
- ・ 交付申請書の作成業務
- ・ 実施状況報告書の作成業務
- ・ 対象農用地面積及び構成員の整理
- ・ 各種研修会等の案内及び申込業務
- ・ 総会等の会議資料確認及び製本業務
- ・ 所得税源泉票作成及び提出関係業務
- ・ 会計業務のうち、労務費等の支払行為以外の業務
- ・ 点検・診断後の補修工事とりまとめ業務



<変更例>

- ・ 規約・活動計画書、事業計画認定申請書の作成補助業務
- ・ 交付申請書の作成補助業務
- ・ 実施状況報告書の作成補助業務
- ・

多面的機能支払交付金の持越について

- 本交付金については、活動組織が活動期間内（５ヶ年）に計画的な活動ができるよう、活動組織内での交付金の持越が可能。
- この場合、活動組織は、①決算書等（総会資料）に用途計画の内容（使用時期と活動内容）を明記し、構成員に周知するとともに、②毎年度、市町村に提出する実施状況報告書に次年度持越額とその使用予定等を記入した上で、翌年度以降に持ち越して使用することができるもの。
- なお、翌年度以降に使用し、活動計画期間（５ヶ年間）の終了年度末に残額が生じた場合は、返還することになる。
- ただし、活動期間終了年度の翌年度に新たに事業計画の認定を受けて、活動を継続する組織は、新たな事業計画の交付金の経理に含めて活用することが可能。

【根拠】

多面的機能支払交付金実施要領 （抜粋）

制定 平成26年4月1日25農振第2255号
最終改正 平成29年3月31日28農振第2312号
農林水産省農村振興局長

第1 農地維持支払交付金

11 農地維持支払交付金の清算

（１）対象組織は、事業計画に定める実施期間終了年度末に残額が生じたときは、当該残額を市町村長に返還するものとする。

ただし、実施期間終了年度の翌年度を始期とする新たな事業計画の認定を受け、農地維持活動を継続する対象組織については、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな事業計画に基づく本交付金の経理に含めることができるものとする。

（２）市町村長は、（１）により対象組織から農地維持支払交付金を含む本交付金の返還があった場合は、当該返還額のうち、国及び都道府県の助成を都道府県に返還するとともに、都道府県は国の助成を国に返還するものとする。

～～ 第2 12 資源向上支払交付金の清算についても上記同様 ～～

多面的機能支払交付金 Q & A

（未定稿）－抜粋－

※本 Q & A は関係機関からの聞取りにより整理したものであり、変更が生じる場合があることに留意ください。

平成 29 年 7 月

（北海道日本型直接支払推進協議会）

10. 活動の実施

[会計経理等]

64 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金は持越が可能か。

- 1 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金について、活動組織が活動期間内に計画的に活動ができるよう、活動組織内での交付金の持越が可能である。
- 2 活動組織においては、
 - ① 活動期間における支出計画に基づき、毎年度、交付金の執行を行い、次年度以降に必要とされる交付金については、毎年度、市町村長に提出する実施状況報告書に次年度持越額及びその使用予定等を記入した上で、翌年度以降に持ち越して使用し、
 - ② 活動計画書に定める活動期間終了年度末に残額が生じた場合は、当該残額を市町村に返還する。
 - ③ ただし、活動期間終了年度の翌年度に新たに市町村の事業計画の認定を受けて農地維持活動等を継続する組織は、活動の円滑な継続のために、当該残額を新たな広域協定又は事業計画の認定に基づく多面的機能支払交付金の経理に含めて活用することが可能としている。
- 3 特に2の③を適用する場合は、活動組織が抱える交付金がいらずに膨らむことにならないよう、市町村が責任を持って、持越額の使途の見込みを確認することとする。

11. 実施状況の報告・確認

82 当初計画していた活動が実施できなかった等の理由により多額の金額を持ち越すこととなったが、持越額全額の使用予定(使用時期、使用内容)等は全て記入する必要があるのか。
--

- 1 使用予定のない交付金の持越は認められないため、持越額全体の使用予定を記入しなければならない。
- 2 ただし、持越額を精査した結果、使用予定がないと判断されたものは返還する必要がある。

83 次年度への持越額について、実施状況報告書の支出の部の「3. 次年度への持越額」の備考欄に記入した持越額の使用予定のとおり使用しなければならないのか。

原則として、実施状況報告書の備考欄に記入した内容のとおりに使用することとする。

北海道日本型直接支払推進協議会
会員市町村（H29 評価該当市町村）担当者 様

北海道日本型直接支払推進協議
事務局長 小 松 淳 一

多面的機能支払交付金における活動組織の自己評価及び市町村による評価について

本協議会の推進運営につきましては、日頃よりご理解ご支援賜り厚くお礼申し上げます。

このことにつきましては、多面的機能支払交付金実施事務取扱要領（平成27年4月17日付け農設第42号農政部長通知（制定））（以下「道事務取扱要領」という。）等に基づき道協議会を経由し提出頂く必要があることから、次のとおりご案内いたしますので期日までの提出をお願いいたします。

記

1 自己評価・市町村評価の報告様式及び該当活動組織

道事務取扱要領第9により市町村は下記様式を作成し、道協議会を経由して知事に提出します。

作成に際しては、ファイル名「（参考）取組状況評価書作成手順」を確認してください。

該当活動組織及び市町村は、ファイル名「H29 自己評価・市町村評価実施計画 300125」のH29年度に「○」「●」で示しています。

<活動組織の自己評価>

- ・自己評価・市町村評価様式第1号

<市町村長から知事への報告文>

- ・自己評価・市町村評価様式第2号
- ・（別紙）地域資源の適切な保全管理のための推進活動の取組状況評価書 及び
多面的機能の増進を図る活動の取組状況評価書

※市町村における評価（優良・適当等）は、ファイル名「市町村の判断基準のガイドライン」を確認のうえ行ってください。

2 報告（提出）の方法

上記1のうち、（別紙）の取組状況評価書については、農林水産省への報告とりまとめ作業の関係からエクセルデータファイルをメールで提出願います。

3 報告（提出）期日

道事務取扱要領第9の2により「4月25日」と定められています。

4 留意事項

財務省による予算執行調査が実施された結果を踏まえ、農林水産省より平成29年11月13日付け事務連絡で留意事項の周知依頼がありますので、ご確認ご対応のほどよろしくお願いします。

- （1）市町村評価では、評価時点における活動組織の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の進捗状況に課題が生じていないかを確認すること。
- （2）市町村評価では、自己評価における上記進捗状況が過大あるいは過小評価となっていないかを確認すること。
- （3）市町村評価では、（1）及び（2）を含む市町村による確認が書面のみでは十分にできない場合は、聞き取りや現地確認を行い評価すること。

北海道日本型直接支払推進協議会事務局
水土里ネット北海道地域支援課（鷺見・梶田・田村）
TEL 011-206-6209 FAX 011-200-5352

事 務 連 絡
平成29年11月13日

北海道農政部農村振興局農村設計課活性化担当課長 殿

農村振興局整備部農地資源課
多面的機能支払推進室長

平成29年度財務省予算執行調査の結果を踏まえた多面的機能支払交付金における
活動組織の自己評価及び市町村による評価について

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長依命通知。）の第1の9の（4）及び第2の10の（4）に基づき実施している活動組織の自己評価及び市町村による評価（以下、「市町村評価」という。）について、平成29年3月28日付け財計第1282号により、財務省の予算執行調査が実施され、別添のとおり、調査結果が公表されました。

当該調査結果を受け、平成29年度の自己評価・市町村評価を適切に行うため、下記の点に留意するよう、市町村に対して周知をお願いします。

記

1. 市町村評価では、評価時点における活動組織の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」の進捗状況に課題が生じていないかを確認すること
2. 市町村評価では、自己評価における上記進捗状況が過大あるいは過小評価となっていないかを確認すること
3. 市町村評価では、1及び2を含む市町村による確認が書面のみでは十分にできない場合は、聞き取りや現地確認を行い評価すること

以上

担当 農地資源課多面的機能支払推進室
企画班 森、横川、鈴木
代表：03-3502-8111（内5618）
直通：03-6744-2447
FAX：03-3592-0302

事務連絡
平成28年12月13日

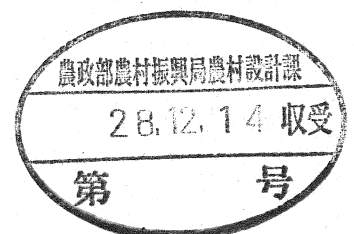
北海道農政部農村振興局農村設計課活性化担当課長 殿

農林水産省農村振興局整備部農地資源課
多面的機能支払推進室長

多面的機能支払交付金における活動組織の自己評価及び市町村による評価について

多面的機能支払交付金実施要領（平成26年4月1日付け25農振第2255号農林水産省農村振興局長依命通知。以下「実施要領」という。）の第1の9の（4）及び第2の10の（4）に基づき行う標記について、別紙「活動組織の自己評価及び市町村による評価の実施について」のとおり定めたので、市町村に周知されたい。

担当 農地資源課多面的機能支払推進室
企画班 宮本 鈴木
代表：03-3502-8111（内5618）
直通：03-6744-2447
FAX：03-3592-0302



(別紙)

活動組織の自己評価及び市町村による評価の実施について

第1 基本的考え方

多面的機能支払交付金における、農地維持支払の「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」(以下「推進活動」という。)と資源向上支払(共同)の「多面的機能の増進を図る活動」(以下「増進活動」という。)は、制度創設時に新たに導入した活動項目であることから、まだ十分に定着していない状況である。

このため、これらの活動が効果的かつ効率的に実施されるように、市町村が、定期的に、活動組織及び広域活動組織(以下「活動組織」という。)に対して、当該活動の実施状況や成果、活動による地域の変化等を評価(以下「自己評価」という。)し、報告することを求めるとともに、市町村は当該活動を客観的に評価し、必要に応じて指導・助言を行う評価システムを導入するものである。

1 自己評価

(1) 自己評価の対象組織

ア 市町村が自己評価を求める活動組織(以下「自己評価対象組織」という。)は、以下の組織とする。

- ① 農地維持活動を行う活動組織
- ② 資源向上活動を行う活動組織のうち増進活動を実施している活動組織

イ 市町村長は毎年度、自己評価対象組織のうち、多面的機能支払交付金の活動開始年度から起算して2年目及び4年目の組織を抽出し、各年度における自己評価を求める活動組織(以下、「自己評価実施組織」という。)を決定する。ただし、自己評価実施組織数が多い場合は、当該年度の自己評価実施組織を当該年度とその翌年度に分けて自己評価の実施を求めることができるものとする。

(2) 自己評価を求める事項

ア 推進活動の取組状況及び効果の発現状況((1)のアの①に該当する自己評価実施組織に対してのみ実施)

イ 増進活動の取組内容及び効果の発現状況((1)のアの②に該当する自己評価実施組織に対してのみ実施)

(3) 自己評価の実施方法

ア 市町村長は、別添の自己評価・市町村評価様式第1号の「自己評価チェックシート」を活用し、自己評価実施組織に対し、聞き取り等の方法により自己評価を求めるものとする。また、必要に応じて自己評価実施組織に「自己評価チェックシート」の記入を求めることもできる。

イ 市町村長は、アの実施に当たって、推進組織の協力を得ることができる。

(4) 自己評価の実施時期

ア 自己評価は、3の(1)で都道府県が定める期日を越えない範囲において、市町村が自己評価の実施時期を決めることとする。

2 市町村による評価

(1) 市町村による評価を行う対象組織

ア 1の(1)のイに該当する自己評価実施組織とする。

(2) 市町村による評価を行う事項

ア 1の(2)のア及びイに該当する事項とする。

3 取組状況評価書の作成

(1) 市町村による取組状況評価書の作成

市町村長は、1及び2の結果を取りまとめの上、自己評価・市町村評価様式第2号を作成し、都道府県が定める期日までに、都道府県知事に提出するものとする。

(2) 都道府県による取組状況評価書の作成

都道府県知事は、(1)を取りまとめの上、自己評価・市町村評価様式第3号を作成し、毎年度5月末日までに、地方農政局長等に提出するものとする。

第2 評価内容

第1の1の(2)の自己評価及び第1の2の(2)の市町村による評価の内容については、以下のとおりとする。なお、市町村による評価においては、自己評価結果のほか、取組の実施状況等を参考にする。

1 推進活動

(1) 自己評価の項目及び内容

ア 自己評価実施組織が活動計画書に定めている「構造変化に対応した保全管理の目標」(以下「保全管理の目標」という。)を以下から選択する(該当する目標を全て選択する)。

- ① 中心経営体型
- ② 集落ぐるみ型
- ③ 地域外経営体連携型
- ④ 集落間・広域連携型
- ⑤ 多様な参画・連携型
- ⑥ その他

イ 自己評価実施組織が活動計画書に定めている推進活動を以下から選択する(該当する活動を全て選択する)。

- ① 農業者(入り作農家、土地持ち非農家を含む)による検討会
- ② 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査
- ③ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査
- ④ 地域住民等(集落外の住民・組織等も含む)との意見交換・ワークショップ・交流会
- ⑤ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査

⑥ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会

⑦ その他

ウ 自己評価実施組織が保全管理の目標に向けて行っている推進活動の進捗状況として最も適当なステップを以下から1つ選択する（複数のステップに該当する場合は、その中で最も高いステップを選択する）。

① ステップ0：話し合いの場を持つための体制を整えている段階である。

② ステップ1：地域の現状や目標を関係者の間で共有できた。

③ ステップ2：目標に向けてどのような課題があるか整理できた。

④ ステップ3：課題解決や保全管理の方法（体制や役割分担等）を検討した。

⑤ ステップ4：保全管理の体制強化の方針が決まった。

⑥ ステップ5：地域資源保全管理構想を作成し、構想に沿って実践を始めている。

エ 推進活動によって現れている効果又は現れる見込みのある効果を以下から選定する（複数選択可）。

（意識の変化）

① 地域農業の将来を考える農業者の増加

② 農村の将来を考える地域住民の増加

（体制の強化）

③ 不在村地主との連絡体制の確保

④ 地域内外の担い手農業者との連携体制の構築

⑤ 隣接集落等他の集落との連携体制の構築

⑥ 水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保

（担い手農業者の負担軽減等）

⑦ 担い手農業者や法人等の負担軽減

⑧ 水路・農道等の地域資源の機能維持

（その他）

⑨ 他の地域活動の活発化

⑩ 上記①～⑨以外の効果

（2）市町村による評価の項目及び内容

ア 推進活動の開始以降で、自己評価実施組織が活動する地域に現れている変化を以下から選択する（複数選択可）。

（地域資源の保全）

① 共同活動に参加する非農業者が増えている等、地域資源の管理体制が強化されている。

② 共同活動により地域資源が適切に保全管理され、遊休農地の発生が抑制されている。

（構造改革の後押し）

③ 活動組織単位での人・農地プランの作成、又は作成に向けた話し合い等の準備が進められている。

- ④ 担い手農業者への農地利用集積・集約、又はそのための話し合いが進められている。
- ⑤ 農地中間管理機構を通じた農地の貸借、又はその調整が進められている。
- ⑥ 担い手農業者の確保、又は新規就農の受け入れや担い手農業者（集落外も含む）との連携等の調整が進められている。
- ⑦ 集落営農組織の法人化、又は法人化に向けた検討が進められている。
- ⑧ 環境にやさしい農業の拡大、又は拡大に向けた検討が進められている。
- ⑨ 特産品の生産や6次産業化の取組、又はそのための検討が進められている。
- (その他)
- ⑩ 多面的機能支払交付金による活動以外でも地域活動が活発化している、又は新たなイベント等の地域活動が検討されている。
- ⑪ 上記①～⑩以外の変化

イ 別添の「市町村の判断基準のガイドライン」に基づいて、自己評価実施組織の推進活動を評価し、その結果を以下から1つ選択する。

(2年目の評価)

- ① 優良
- ② 適当
- ③ 指導又は助言が必要
- ④ 計画の見直しが必要
- ⑤ 返還

(4年目の評価)

- ① 優良
- ② 適当
- ③ フォローが必要
- ④ 返還

ウ イ (2年目の評価) において③あるいは④と評価された自己評価実施組織に対して行った、又は行う予定の指導又は助言等の内容について、以下から選択する（複数選択可）。

- ① 検討会・意向調査・現地調査等の充実
- ② 不在村地主との調整、それに必要な調査の実施
- ③ 非農業者等（集落外も含む）多様な人材の参画推進
- ④ 地域内の担い手農業者・中心経営体等の育成・確保、連携強化
- ⑤ 集落営農の構築・充実等の促進
- ⑥ 地域外の農業生産法人・認定農業者等との連携強化
- ⑦ 近隣集落等との連携強化
- ⑧ 取組内容の再検討
- ⑨ 目標の再検討
- ⑩ 上記①～⑨以外の指導・助言

2 増進活動

(1) 自己評価の項目及び内容

ア 自己評価実施組織が活動計画書に定めている増進活動について、以下から選択する（該当している活動を全て選択する）。

- ① 遊休農地の有効活用
- ② 農地周りの共同活動の強化
- ③ 地域住民による直営施工
- ④ 防災・減災力の強化
- ⑤ 農村環境保全活動の幅広い展開（農村環境保全活動を1テーマ追加）
- ⑥ 農村環境保全活動の幅広い展開（高度な保全活動）
- ⑦ 医療・福祉との連携
- ⑧ 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

イ アの具体的な取組内容について、記述する。

ウ 増進活動によって現れている効果又は現れる見込みのある効果について、以下から選択する（複数選択可）。

（意識の変化）

- ① 地域住民の農村環境（景観や水質、生態系、水源かん養、資源循環等）の保全への関心の向上
- ② 連絡網の整備や避難訓練等、地域住民の防災・減災に対する意識の向上
- ③ 地域住民で整備・補修した施設を大事に使おうという意識の向上
- ④ 地域コミュニティの維持・発展に対する意識の向上
- ⑤ 増進活動への参加者の増加、又は確保

（農業の持続）

- ⑥ 周辺農業者の営農意欲の維持、又は向上
- ⑦ 地域内外からの農業者の確保や地域住民による活用等の遊休農地の有効活用

（農村環境等の変化）

- ⑧ 農村環境（景観や水質、生態系、水源かん養、資源循環等）の向上
- ⑨ 鳥獣被害の防止等の農地利用や地域環境の改善
- ⑩ 自然災害や二次災害による被害の抑制・防止
- ⑪ 伝統農法・文化の復活や継承を通じた農村コミュニティの強化
- ⑫ 高齢者や障害者等の活躍の場の提供
- ⑬ 地域住民の水路や農道等の知識や補修技術の向上
- ⑭ 上記①～⑬以外の効果

(2) 市町村による評価の項目及び内容

ア 別添の「市町村の判断基準のガイドライン」に基づいて、自己評価実施組織の増進活動を評価し、その結果を以下から1つ選択する。

（2年目の評価）

- ① 優良
- ② 適当
- ③ 指導又は助言が必要

(4年目の評価)

- ① 優良
- ② 適当
- ③ フォローが必要

イ ア (2年目の評価) において③と評価された自己評価実施組織に対して行った、又は行う予定の指導又は助言の内容について、以下から選択する（複数選択可）。

- ① 非農業者等（集落外も含む）多様な人材の参画推進
- ② 取組内容の充実、取組回数の増加
- ③ 有識者等の助言・連携強化
- ④ 活動内容の再検討
- ⑤ 上記①～④以外の指導・助言

多面的機能支払交付金

自己評価チェックシート

はじめに

この交付金では、地域資源（例えば、皆さんで共同管理している水路や農道など）を保全管理するための共同活動に対して支援を行うことで、農業・農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるとともに、構造改革（担い手農業者への農地集積等）の後押しをすることを目的にしています。

この「自己評価チェックシート」は、活動組織のこれまでの活動を定期的に振り返り、活動の実施状況や成果、活動による地域の変化等を点検することにより、活動の効果的・効率的な実施に活用することを目的としています。

主に振り返るのは、活動計画書に定めた次の活動です。

- I. 地域資源の適切な保全管理のための推進活動
- II. 多面的機能の増進を図る活動（※）

設問の順に沿って、これまでの活動を振り返りましょう。

都道府県名							
市町村名							
活動組織名							
活動期間	平成		年	～	平成		年

今回の自己評価が、活動何年目の評価になるか、以下のうち、該当する方にチェックを入れてください。

☐ 活動開始2年目

☐ 活動開始4年目

☐	（※）「II. 多面的機能の増進を図る活動」は、取組を行っている活動組織のみが対象です。取り組んでいる場合は、左の口にチェックを入れてください。
--------------------------	--

「地域資源の適切な保全管理のための推進活動」（以下、「**推進活動**」という。）について、これまでの活動を振り返りましょう。

おさらい ～「**推進活動**」って何のためにするの？～

この交付金では、地域での話し合いにより、農村の構造変化に対応した地域資源の保全管理の目標（以下、「**保全管理の目標**」という。）を定め、目標に即した**推進活動**を実施しながら、将来にわたる地域資源の保全管理に関する構想を活動期間中に策定するのが約束です。



問1

あなたの組織の「**保全管理の目標**」を確認しましょう。次の中から、活動計画書に定めているものにチェックを入れてください。（該当する目標を全て選択）

☐ 中心経営体型

地域内の中心経営体の育成・確保、農地集積を図り、中心経営体との役割分担や労力補完により保全管理を図る。

☐ 集落ぐるみ型

集落営農組織の構築・充実等を図り、集落を基礎とした農業生産体制の整備と合わせた地域ぐるみの保全管理を図る。

☐ 地域外経営体連携型

地域外の農業生産法人や認定農業者等への農地集積を図り、地域外の経営体との協力・役割分担により保全管理を図る。

☐ 集落間・広域連携型

広域的な農地利用の調整、近隣集落との連携、旧村や水系単位等での連携を図り、集落間の相互の労力補完や広域的な活動により保全管理を図る。

☐ 多様な参画・連携型

地域住民の参画、地域外の団体や都市住民等との連携を図り、地域外を含め多様な地域資源管理の担い手の確保により保全管理を図る。

☐ その他 （具体的な内容を以下の欄に記入してください。）

問2

あなたの組織の「**推進活動**」を確認しましょう。次の中から、活動計画書に定めているものにチェックを入れてください。（該当する活動を全て選択）

☐ 農業者（入り作農家、土地持ち非農家を含む）による検討会

☐ 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査

☐ 不在村地主との連絡体制の整備、調整、それに必要な調査

☐ 地域住民等（集落外の住民・組織等も含む）との意見交換・ワークショップ・交流会

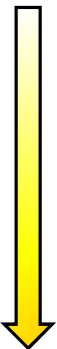
☐ 地域住民等に対する意向調査、地域住民等との集落内調査

☐ 有識者等による研修会、有識者を交えた検討会

☐ その他 （具体的な内容を以下の欄に記入してください。）

問3

あなたの組織の「**保全管理の目標**」に向けて、「**推進活動**」況はどのステップまで進んでいますか。次の中から、当てはまるステップの中で最も高いステップにチェックを入れてください。(1つを選択)

- 
- ☐ **ステップ0** : 話し合いの場を持つための体制を整えている段階である。
 - ☐ **ステップ1** : 地域の現状や目標を関係者の間で共有できた。
 - ☐ **ステップ2** : 目標に向けてどのような課題があるか整理できた。
 - ☐ **ステップ3** : 課題解決や保全管理の方法(体制や役割分担等)を検討した。
 - ☐ **ステップ4** : 保全管理の体制強化の方針が決まった。
 - ☐ **ステップ5** : 地域資源保全管理構想を作成し、構想に沿って実践を始めている。

次のステップに進むために、市町村等にアドバイスしてほしいことがあれば、以下の欄に記入してください。

問4

「**推進活動**」によって、効果が現れている、又は、現れる見込みのあるものにチェックを入れてください。(複数選択可)

(意識の変化)

- ☐ 地域農業の将来を考える農業者の増加
- ☐ 農村の将来を考える地域住民の増加

(体制の強化)

- ☐ 不在村地主との連絡体制の確保
- ☐ 地域内外の担い手農業者との連携体制の構築
- ☐ 隣接集落など他の集落との連携体制の構築
- ☐ 水路・農道等の地域資源を保全管理する人材の確保

(担い手農業者の負担軽減等)

- ☐ 担い手農業者や法人等の負担軽減
- ☐ 水路・農道等の地域資源の機能維持

(その他)

- ☐ 他の地域活動の活発化
- ☐ 上記以外の効果 (具体的な内容を以下の欄に記入してください。)

「多面的機能の増進を図る活動」を行っている組織は、次のページも回答してください。
行っていない組織は、「最後に」のページを回答してください。

Ⅱ

「多面的機能の増進を図る活動」（以下、「**増進活動**」という。）について、これまでの活動を振り返りましょう。

おさらい ～「**増進活動**」って何のためにするの？～

増進活動は、地域の創意工夫に基づいて地域ぐるみの取組の質を高め、活動を促進・発展することによって、農業・農村の持つ多面的機能の増進を図るためのものです。

問1

あなたの組織の「**増進活動**」を確認しましょう。次の中から、活動計画書に定めているものにチェックを入れてください。（該当する活動を全て選択）

- ☐ 遊休農地の有効活用
- ☐ 農地周りの共同活動の強化
- ☐ 地域住民による直営施工
- ☐ 防災・減災力の強化
- ☐ 農村環境保全活動の幅広い展開（農村環境保全活動を1テーマ追加）
- ☐ // // （高度な保全活動）
- ☐ 医療・福祉との連携
- ☐ 農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化

問2

あなたの組織が取り組んだ「**増進活動**」の具体的な内容を、以下の欄に簡単に記載してください。

（例）

「農地周りの共同活動の強化」の活動として、〇〇による鳥獣被害を防止するために△△を設置したり、やぶの伐採を行っている。

問3

「増進活動」によって、効果が現れている、又は、現れる見込みのあるもの全てにチェックを入れてください。(複数選択可)

(意識の変化)

- ☐ 地域住民の農村環境（景観や水質、生態系、水源かん養、資源循環等）の保全への関心の向上
- ☐ 連絡網の整備や避難訓練など、地域住民の防災・減災に対する意識の向上
- ☐ 地域住民で整備・補修した施設を大事にしようという意識の向上
- ☐ 地域コミュニティの維持・発展に対する意識の向上
- ☐ 増進活動への参加者の増加、又は確保

(農業の持続)

- ☐ 周辺農業者の営農意欲の維持、又は向上
- ☐ 地域内外からの農業者の確保や地域住民による活用などの遊休農地の有効活用

(農村環境等の変化)

- ☐ 農村環境（景観や水質、生態系、水源かん養、資源循環等）の向上
- ☐ 鳥獣被害の防止などの農地利用や地域環境の改善
- ☐ 自然災害や二次災害による被害の抑制・防止
- ☐ 伝統農法・文化の復活や継承を通じた農村コミュニティの強化
- ☐ 高齢者や障害者等の活躍の場の提供
- ☐ 地域住民の水路や農道等の知識や補修技術の向上

(その他)

- ☐ 上記以外の効果 （具体的な内容を以下の欄に記入してください。）

「最後に」のページを回答してください。

最後
に

「推進活動」や「増進活動」に関わらず、あなたの組織でこれまで多面的機能支払の活動として取り組んだ全ての活動を振り返りましょう。

共同活動による水路や農道などの保全管理等は、農業を支えるだけでなく、地域の景観や自然環境を保全、災害時の被害の防止・軽減や地域コミュニティの形成に役立つなど、農業者を含む地域住民全体に様々な形で役立っています（このことを「農業・農村の多面的機能」と呼んでいます）。

農業・農村の多面的機能が維持・発揮されるためには、このことが多くの国民に理解され、共同活動への多様な人材の参加を促すことが重要です。

このため、あなたの組織が取り組んでいる活動内容やそれによる効果、活動への思いを書いてください。

（例）

棚田の保全管理の作業軽減のために、地域で農地法面のカバープランツに芝桜を植栽する活動を実施している。その結果、芝桜が満開の時には観光客が訪れるようになり、地域の活性化につながっている。今後も地域が盛り上がるようにこの活動を継続していきたい。

自己評価は以上です。回答お疲れさまでした。

平成29年度

**「とんぼの未来・北の里づくり」
事例発表会**

事例報告・報告事項 資料綴



田んぼダムを通じた防災・減災の 取り組みに向けて

岩見沢南地域資源保全協力会

会 長 峯 淳 一

田んぼダムを通じた防災・減災の 取り組みに向けて

平成30年2月14日～15日
平成29年度「とんぼの未来・北の里づくり」事例発表会

岩見沢南地域資源保全協力会

峯 淳一

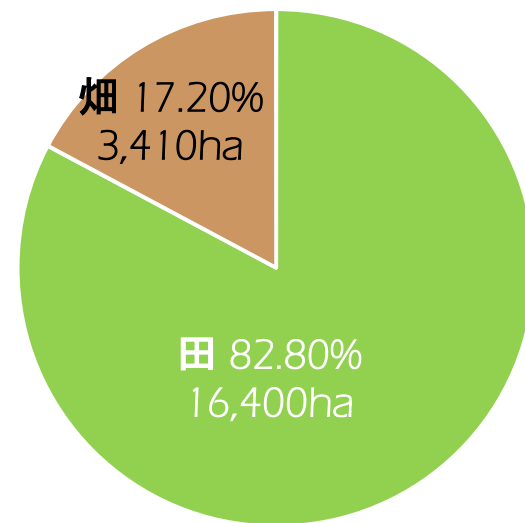
岩見沢市の概要と多面的機能支払の取組状況

岩見沢市の概要

1.人口	82,939 人	(平成29年11月末現在)
2.世帯数	41,853 世帯	(平成29年11月末現在)
3.土地面積	48,102 ha	(平成29年1月1日現在)
4.耕地面積	19,800 ha	(平成29年)
5.農家戸数	1,265 戸	(平成27年2月1日現在)
6.農家世帯員総数	4,018 人	(平成27年2月1日現在)

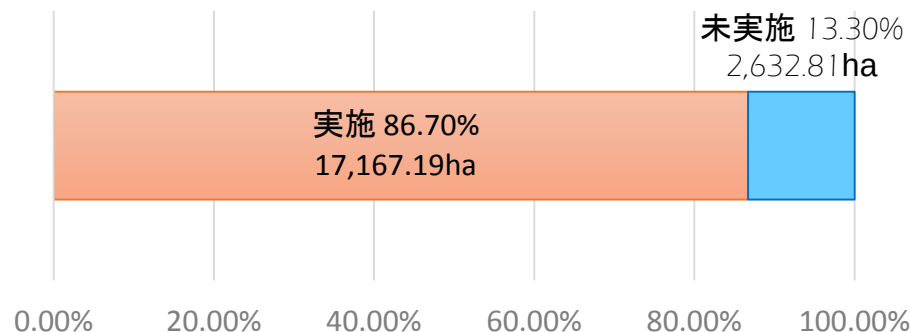
※耕地面積は田は100ha未満、畑は10ha未満を四捨五入しているため、合計は一致しない。
※資料元 1,2 岩見沢市市民サービス課、3 平成29年版岩見沢市統計書、4 平成29年農林水産統計、5,6 2015年農林業センサス

岩見沢市耕地面積



多面的機能支払に取り組む活動組織、取組面積及び取組率（カバー率）

- ・岩見沢市内で **39の活動組織** が構成
- ・岩見沢市全体の取組面積は **17,167.19ha**
- ・取組率（カバー率）は **86.70%**



岩見沢南地域資源保全協力会の経緯

活動組織の概要

平成18年11月 水系の異なる3つの支線組合により設立準備委員会が発足
平成19年 3月 農地・水・環境保全向上対策への取組みに向け、地域資源保全
協力会設立（会員85名）

＜現在＞

集落数 5 集落
構成員 農業者 51 人（有限4、株式8、個別経営体39）
農業者以外 16 人（個人15、団体1）
対象農地面積 1,094 ha（内訳：田 1,021 ha 畑 73 ha）

活動内容

- ・農地維持支払
- ・資源向上支払（共同） [多面的機能の増進を図る活動も併せて実施]

農地維持支払 （基礎的保全活動）



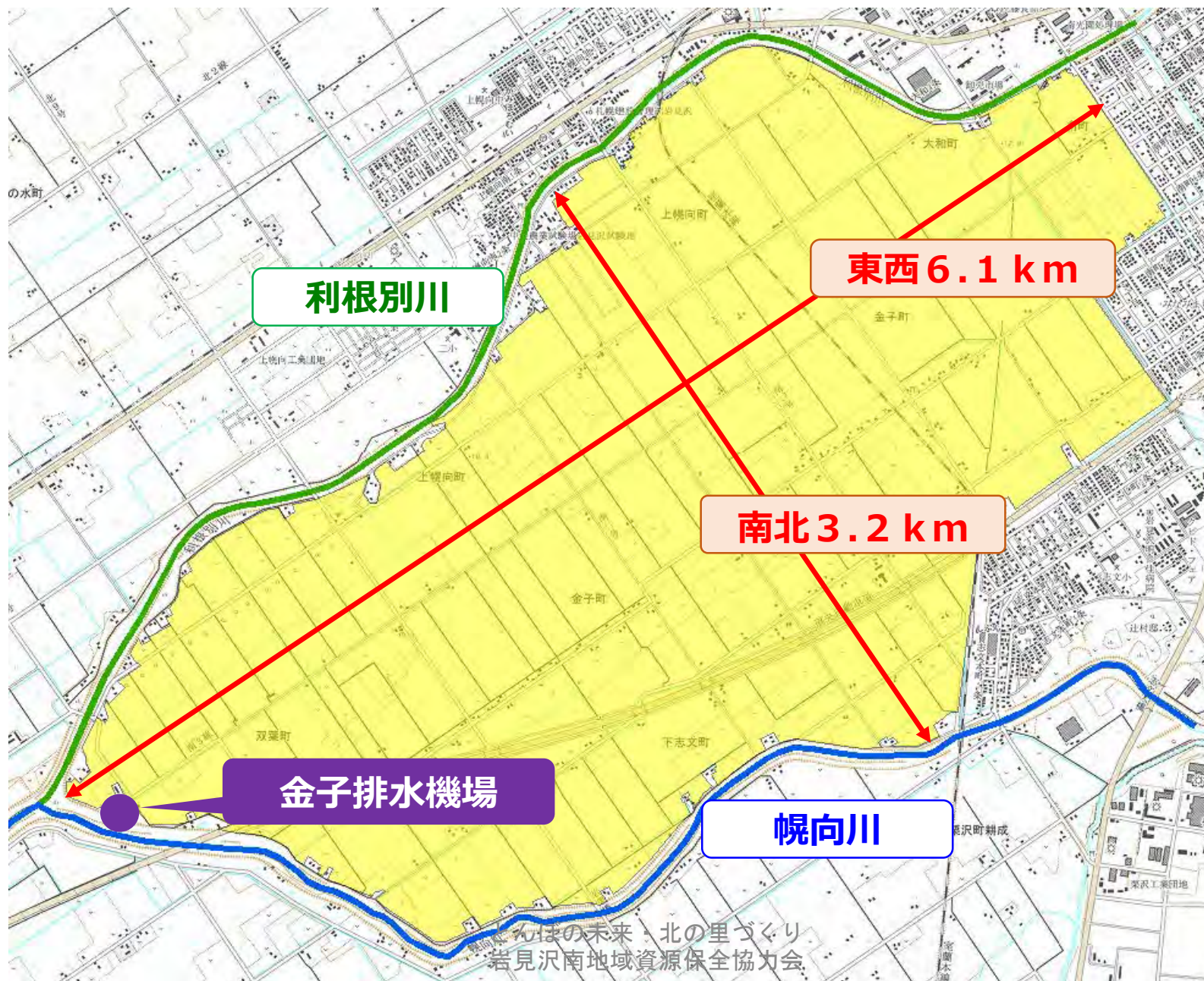
資源向上支払－共同－ （施設の軽微な補修）



資源向上支払－共同－ （農村環境保全活動）



活動する位置 岩見沢市中心部から南西に開けた平坦な低地帯



「田んぼダム」を通じた防災・減災の取り組みについて

『災害に備えて活力のある農業・農村』を目指して

取組に至る背景

- ・地域は、石狩川水系幌向川と利根別川（旧幾春別川）に囲まれた低地帯
- ・農地は低いところで **ＴＰ 6.80** ㍓
- ・明治 31 年からの災害の記録
 - * 河川氾濫による水害 8 回
 - * 越流破堤による水害 7 回
 - * 内水氾濫による水害 1 回
- ・平成 2 年に**二度目の国営内水排除事業により二代目となる金子排水機場が完成。**

排水機場の能力を超える短時間豪雨
内水位上昇による低地浸水 6 回

- ・降水量 50 mm で排水機場が稼働
- ・平成 28 年稼働 6 回・29 年 1 回

水田の貯水能力を生かした田んぼダム

- ・水田に一時的に雨水を溜めて流出量を調整し、排水路や河川の急激な増水を防ぐ「**田んぼダム**」について、新潟県や道内の先進事例を学習し、協力会の中で検討会を実施。
- ・平成 29 年 3 月の地域資源保全協力会総会において「**田んぼダム**」事業計画が承認される。
- ・本年度は、水稻栽培期間の落水期 8 月 20 日まで構成員の独自性を持った取り組みとした。
- ・本格実施は平成 30 年度 ➡ 関係機関との連携

排水機場と連携する「田んぼダム」

どのように？

「タイムライン」（ＴＬ）の設定
－ 地域独自の防災行動計画に基づき実践 －

「田んぼダム」どのように？ ねらいは？

- 通常の水田水管理の場合、降雨水の保水能力は
転作田・畑に劣る

保水能力 = 水田 < 畑

- 既設の落口を利用し水位調整をする。

最大許容水深 = 20 cm ※生育に応じる

- 実施期間は6月1日から8月31日まで（案）

- 金子排水機場の全排水量（能力）は **14.0 m³/s**
- 短時間豪雨の増加により、集水路・排水路
（**5条13.5 km**）を通じて、機場の排水量を超える
降雨水の流出が懸念
- **水稻作付ほ場365haで雨水を10 cm貯留**
→排水路への流出量 **365,000 m³**の防止
→河川・排水機場への負荷軽減と到達時間延長

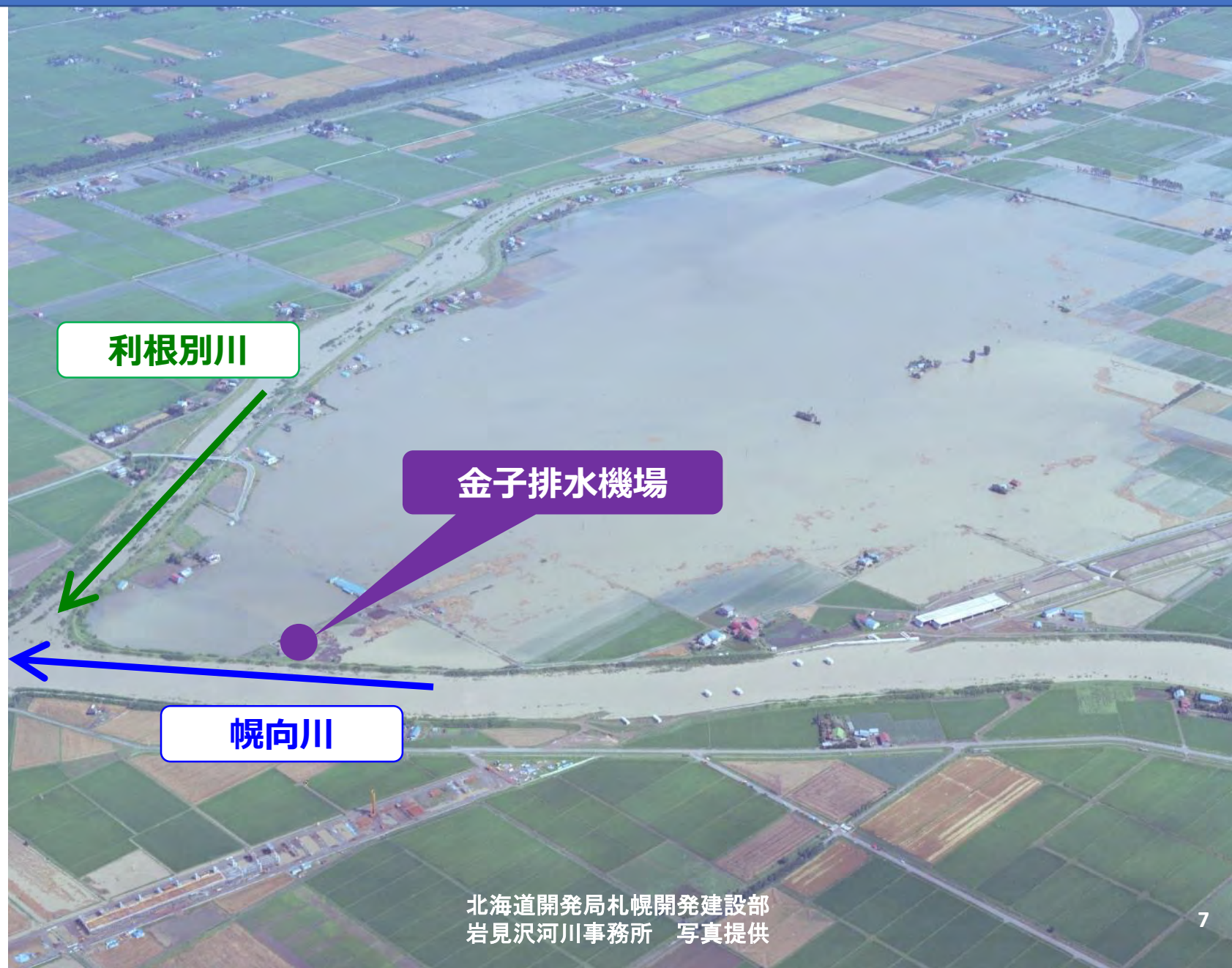
落口柵と水位調整板
（イメージ）



金子排水機場



昭和56年8月災害 破堤なく内水氾濫・越流



利根別川

金子排水機場

幌向川

豪雨災害想定時の取るべき行動 関係する組合・施設は？

プログラム
ディレクター

認識の共有と行動の連携

活動組織

北海土地
改良区

岩見沢市

関係
組織

活動組織

< 連携 >

排水組合

< 連携 >

支線組合

< 連携 >

樋門管理者

排水機場

目的

多面的機能

基幹排水路
維持管理

幹線取水
揚水機操作

外水流入
防止

低地浸水の
防止

行動

田んぼダム

排水路
流量調整

取水・揚水機
運転停止

樋門操作

排水機場
運転

※プログラムディレクター
スタッフの中心となって全般の指揮を行う者

とんぼの未来・北の里づくり
岩見沢南地域資源保全協力会

豪雨災害想定時の取るべき行動 組織・連絡体制

タイムラインにより
状況判断・決定

岩見沢南地域資源保全協力会

協力会 3 役

会 長

峯

副会長

後藤

楠(真)

総 務

会 計

佐々木

石間

監 事

楠(幸)

雨野

下志文地区

高塚理事

高塚委員

横田(一)
石間
高塚(憲)

竹内委員

西村
(株)滝谷
農場
佐藤正

土田委員

(有)森田
農産
神田
斉藤

金子地区

櫻井理事

小川委員

(有)楠
ファーム
楠(幸)
(株)船産
ファーム
(株)右岸
コム

村木委員

佐藤
中山
(株)相園
北村
(有)谷内
農場

双葉地区

高橋理事

高橋委員

(株)アグリカル
チャ-kaji
木戸岡
峯(孝)
峯(淳)
佐々木

梶委員

池田
島田
横田(誠)
南(敏)
南(定)

上幌向地区

松林理事

松林委員

工藤
梶田
佐々木
楠

倉知委員

雨野
(有)杉本
農場
(株)本間
牧場

南町地区

牧田理事

牧田委員

(株)ライスフィール
ド 後藤
藤原
倉田
(株)倉田農
場

豪雨災害想定時のタイムライン 岩見沢南地域 田んぼダム防災行動計画（案）

地域としての目安 →		レベル1 平常時→注意報	レベル2 3時間雨量 30mm	レベル3 3時間雨量 80mm	レベル4 降り始めから100mm	レベル5 降り始めから150mm
何時		何を	誰が			
内水位 m (TP)	行動時間	行動	活動組織	排水機場	排水組合・樋門操作員	岩見沢市農業基盤整備課
レベル1	4.60	スタディグループ	通常の水田管理			
	4.80	72時間前	台風発生の可能性	共有	共有	気象情報の収集
	5.00		豪雨発生の可能性	共有	共有	共有
レベル2	5.20	24時間前	田んぼダム開始	田んぼダム開始10cm	共有	共有
	5.40		樋門の点検確認	圃場のパトロール	共有	待機行動
	5.60	12時間前	幌向ダム水位確認	共有	共有	気象情報の収集
レベル3	5.80		樋門管理者所在確認	田んぼダム開始20cm	共有	
	6.00	3時間前	排水機場運転準備水位	豪雨時待機行動	運転操作員準備	樋門管理者所在確認
	6.20		幹線頭首工取水停止	支線組合揚水機停止	待機行動	共有
	6.40	1時間前		待機行動・真空準備	共有	気象情報の収集
	6.50			待機行動・水位計測	共有	共有
	6.80	ゼロアワー	排水機場運転	排水機場 全機(4台)運転	峯樋門操作	各関係機関へ報告
外水位 m (TP)		※ゼロアワー以降、排水機場の外水位計が行動基準				
レベル4	7.00			2台運転 開度30%		
	7.50			水位計測		
	8.00		基幹排水路流量調整	3台運転 開度50%	立野樋門・佐々木樋門操作	共有
	8.50			共有	松田樋門操作	共有
	9.00		移動式ポンプ要請	共有	導水路開門操作	共有
レベル5	9.67	水防団待機水位	現地指揮本部	4台目の準備	導水路開門操作	共有
	10.21	HWL	内排計画外水位	4台運転 開度80%	13号樋門操作	共有
	10.50		災害準備体制要請	共有	堤体監視	河川管理者と継続運転協議
	11.00		堤体監視	避難行動開始（安全確保）	共有	
計画高水位に迫る外水上昇時には、人命の保護を優先した行動をとる。						
とんぼの未来・北の里づくり 岩見沢南地域資源保全協会の						

地域の大切な防災・減災施設 金子排水機場

諸元 横軸斜流 P 1,350m/m (290ps) ×4基、14.0m³/毎秒

平成29年10月30日 降り始めからの降水量44mmで内水排除



水管理支援システムを利用した「水位・情報の見える化」



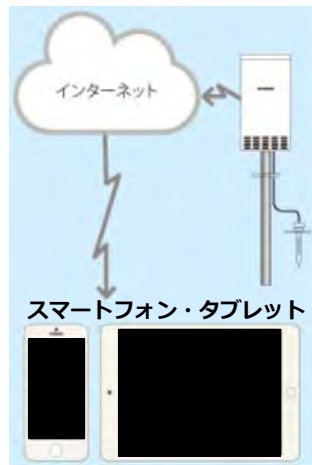
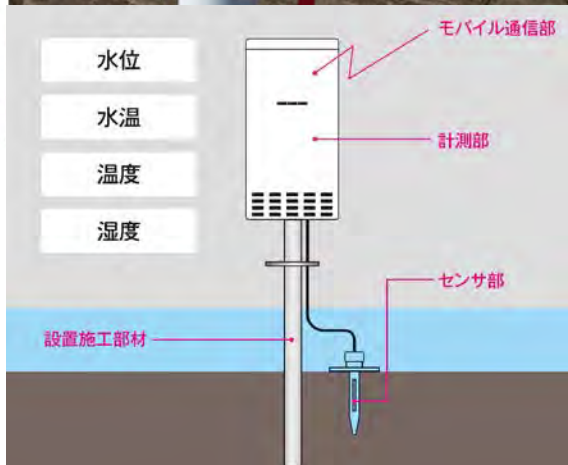
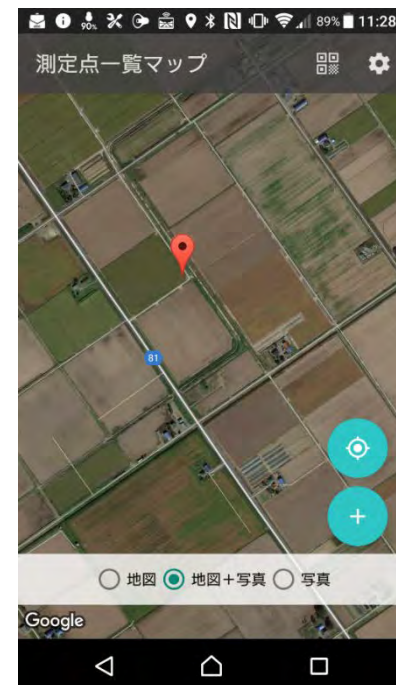
水管理支援システム



データ表示画面



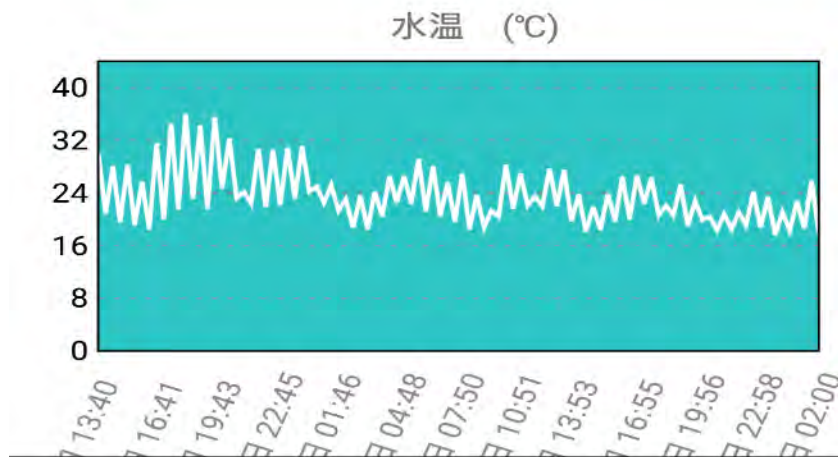
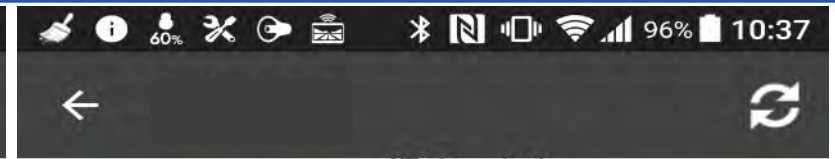
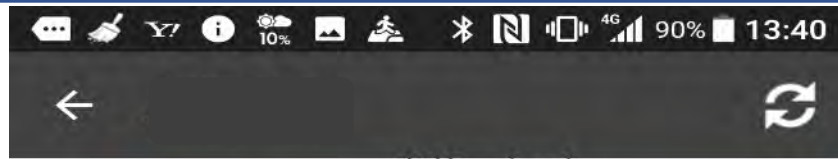
注意情報表示画面



- スマートフォンやタブレットで水田の水位の他、水温や温度、湿度情報などの気象データ等の確認ができる。
[センサリング技術]

- 1 km²メッシュで外部天候予測から、降水量や3時間後の天候予測も可能。

水管理支援システム「水田の状況」



農業ベンチャー企業のB社を招いて現地研修 JICAベトナムと共催



- 災害に備える → 情報を基にタイムラインに遵守して行動
- 水田貯留効果等を情報で確認
→ センサリング技術※1（水管理支援システム）の導入
※1. 今後、空知総合振興局において、これらの効果の検証等を行う予定
- 水位自動制御装置※2の利用に向けて
※2. 自宅等から水位調整板の遠隔操作を可能とするもの
- 「田んぼダム」地域の行動 → 流域一体で防災・減災行動へ





農地・水・環境保全向上対策
岩見沢南地域資源保全協力会

ご静聴ありがとうございました。

畑地帯における広域活動組織の取組

遠軽町環境保全広域協定運営委員会

会 計 岡 村 貴 幸

平成29年度

「とんぼの未来・北の里づくり」事例発表会

畑地帯における 広域活動組織の取組



遠軽町環境保全広域協定運営委員会

会計 岡村 貴幸

■遠軽町の概要

- ☆ 遠軽町は、平成17年10月に、近隣の、丸瀬布町、生田原町、白滝村と合併をし、東西・南北それぞれ約50kmと、全国で2番目に大きな行政面積（133,245ha）を有している。
- ☆ 人口は、21,460人（H26.11末現在）で、道内町村では6番目。
- ☆ 商業、農業、林業が主な産業基盤で、「森林(もり)と清流(みず)、心いきいきふれあいのまち」、「緑豊かな自然と人情味あふれるまち」。
 - 現在は小麦や馬鈴薯などの畑作と酪農が基幹産業となっているほか、この地域で採れた農産物や、近くのオホーツク海などで採れた海産物を冷凍加工などする製造業が盛ん。
 - 行政面積の9割が森林。
- ☆ 陸上自衛隊第25普通科連隊（隊員約800人）が駐屯しており、これにより医療や教育、各種サービス業などの第3次産業の活動も活発。

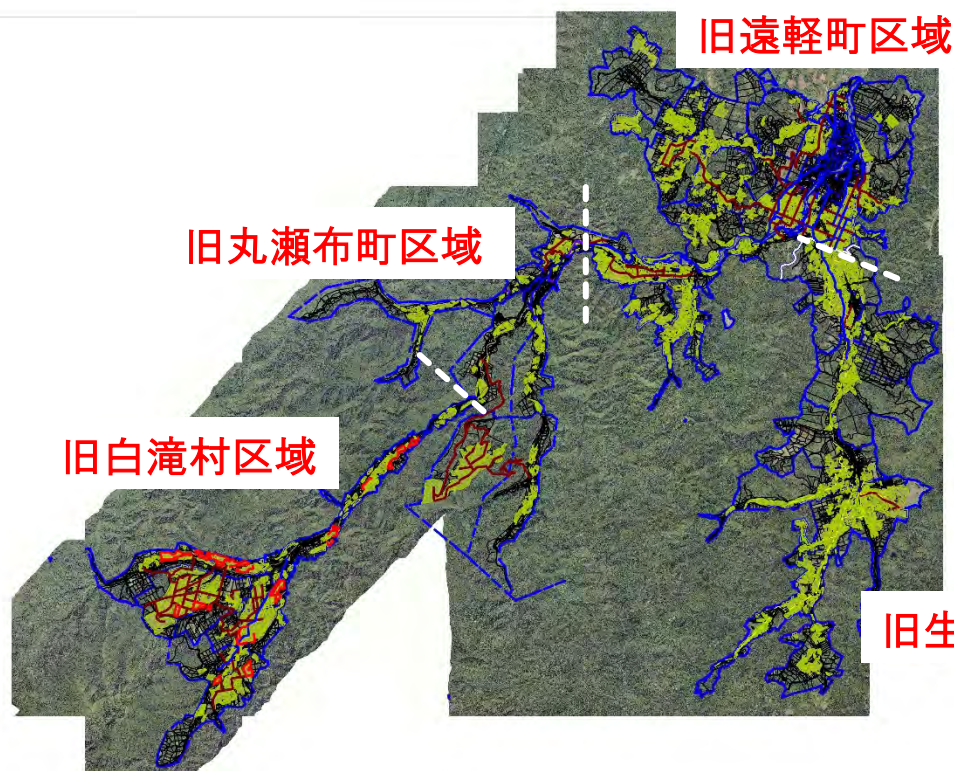
高規格道路の延伸

札幌市から瀬戸瀬ICまで高速道路のみでアクセス可能。
北見、網走、知床への主要アクセス経路です。



■遠軽町環境保全広域協定の地区概要

- 遠軽町環境保全広域協定は、平成27年度より全町の農用地を対象に広域協定として取組みを開始。
- 遠軽町は、遠軽町・生田原町・丸瀬布町・白滝村の3町1村が合併した町であることから、主に旧町村単位で活動を取りまとめて実施。



【地区概要】

- ・取組面積 6,029ha
(畑3,078ha、草地2,951ha)
- ・資源量 開水路 36.8km
管路 37.2km
農道 134.8km
- ・構成員 農業者89名、水管理組合等
- ・交付金 約 53百万円 (H28)

■活動開始前の課題等

- 以前は農家で組織する利用組合等が排水路や道路の管理を行っていたが、**過疎化・高齢化**に伴い各組合が解散し、草刈・土砂上げ等の**維持管理活動が困難な状況**。
- 農村環境に対する**関心や意識が低く**、保全管理活動が不十分な状況。
- 地域毎に活動組織を設立すると、農業用施設の**資源量が異なるため維持管理に要する経費に差**が生じ、交付金の不足や余剰が懸念。



- ☆ **課題解決に向けて多面的機能支払交付金**を活用！
- ☆ 次のメリットから**広域活動組織**となることとした。
 - 重点的に活動が必要な地域**に必要な**予算を流用**することが可能！
 - 運営委員会方式（代議員制）**を採用できるため、意思決定がスムーズ！
 - 事務局を1本化**できるため、**地域間の調整が容易**！

■組織の設立に向けて

■組織設立に向けた経過

- ・平成26年度中に2回程度の会議を開催
- ・平成27年4月13日に運営委員会総会を開催し広域組織を設立

■運営委員会の設置

- ・旧行政区単位で委員を選出（遠軽×2名、白滝・丸瀬布・生田原×1名）
- ・生田原地区水管理組合×1名
- ・オブザーバーとして事務局1名、JA職員3名（遠軽・生田原・白滝支所の支所長）、遠軽町役場（農政林務課、遠軽・生田原・丸瀬布・白滝支所職員）

運営委員会総会



活動計画の策定のための現地調査



※総会后、各自治会で実践活動について具体的な打合わせを実施

■ 基礎的な保全活動の現状と目指す姿

【現状】

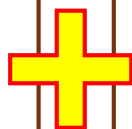
- 農業用排水路等の農業用施設の老朽化
- 過疎化・高齢化の進行と経営規模の拡大により、地域資源を保全する担い手不足に起因する維持管理労力の低下
- 地域コミュニティの低下



～ 多面的機能支払交付金の活用 ～

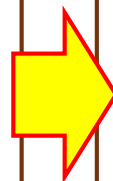
【目指す姿 1】 労力の軽減

- 人手不足を解消するため、積極的に外部委託を行い、地域資源の保全活動に係る農家の労力（負担）を軽減
- このことにより、より質の高い保全管理活動が実現し、施設の長寿命化にも寄与



【目指す姿 2】 多面的機能の発揮

- 草刈を適切に行うことで、病虫害の発生抑止と農用地への種子飛散を防ぐことができ、農薬の使用低減に寄与
- 排水路の通水阻害要因となる雑草や雑木の除去を行うことで、農地侵食が抑制され、下流域への土砂流出を未然に防止



【目標】

- ☆ 維持管理労力の軽減により経営規模や作付け品目の拡大、減農薬によるブランド化と6次産業化に期待
- ☆ 施設の長寿命化で軽減される維持管理費で鹿柵の新設などを実施
- ☆ 農業所得の向上により、魅力ある農業・地域創設の実現へ
 - 更にゆとりある生活の実現
 - U・Iターンによる後継者確保の実現
- ☆ 地域コミュニティの維持・発展

■主な保全管理活動

- 排水路の草刈・泥上げを重点的に実施。
- 鹿柵・防風林の下草刈りや雑木処理を実施。
- 融雪水を早期に浸透させ法面等の浸食を抑制させるため心土破碎を実施。
- 融雪水により排水路の氾濫が生じないように、融雪材を適期に散布。

※農道の管理は、組織の機能診断に基づき「町」が実施し、足りない部分を組織が実施することの協定を「町」と締結

排水路の草刈り（委託）



排水路の土砂上げ（委託）



心土破碎（直営）



防風林の雑木処理（直営）



融雪材の散布（直営）



■鳥獣害防止対策

- 本町の鳥獣被害額の約 7 ～ 8 割はエゾシカによるものであり、その被害額はピークの平成 2 3 年度からは減少しているが、平成 2 7 年度で 4, 4 0 0 万円となっている。
- 鳥獣被害対策については、①銃器等による対策、②侵入防止柵による対策を組み合わせ、鳥獣被害防止総合対策事業などを活用し実施している。
- 侵入防止柵の整備を推進する一方、整備済の侵入防止柵の維持管理が課題である。

鹿柵の補修（直営）



【本交付金の役割】

- ・エゾ鹿の農業被害対策として、従前から設置されていた侵入防止柵の管理を行うとともに、未設置区間への新設を実施。
- ・新設の際は鳥獣被害防止総合対策との明確な棲み分けを行う。

電気柵の設置（直営）



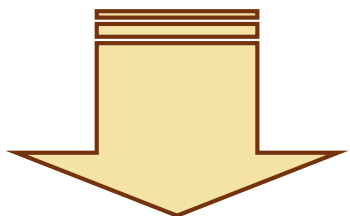
【今後の展開】

- ・広域組織であることを最大限に生かし、広域的な鳥獣害防止対策の推進に、本交付金を積極的に活用したい。

■農村環境保全活動の現状と目指す姿

【現状】

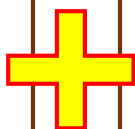
- 過疎化・高齢化等により農村環境の保全意識と地域コミュニティが低下。
- 外来種の増殖と農地や農業用施設の粗放管理により多面的機能の発揮が阻害。



多面的機能の発揮に向けた交付金の活用

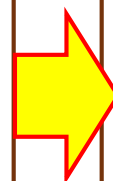
【目指す姿 1】 営農との両立

- 景観形成のためのキカラシと風塵防止のためのエン麦の植栽を実施。
- 農村の多面的機能の発揮と営農経費の節減を同時に実現



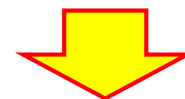
【目指す姿 2】 魅力あるふるさと

- ★ 地域それぞれに必要な環境整備を実施。
- 本来の生態系を守るために外来種の駆除を実施。
- 農地を活用した植栽により、魅力的な農村景観を形成。
- 地域住民との交流や学校教育との連携を通じて、地域の魅力を再認識し共有する。



【目標】

- ★ 魅力ある“ふるさと”作り
 - U・Iターンによる後継者確保の実現
 - キカラシ等の植栽を通じて化学肥料低減を図り、地域ブランドの創設や6次産業化



安定した農業経営の継続・実現

■農村環境保全活動①-1

- 生態系保全活動として、特定外来種のウチダザリガニの駆除を町民ボランティア団体（ジオ・ザリ・クラブ）と連携して実施。

☆平成29年度は2回実施し、延べ子供40名、大人14名が参加して「678匹」のウチダザリガニを捕獲。

★参加者の呼び掛けは、ジオ・ザリ・クラブが中心となり、保護者ネットワークを活用して町内の子供会に呼び掛け。

☆特定の場所だけではなく、町内全域の小河川で実施し、継続的な活動とする。

★捕獲したウチダザリガニは、素揚げ等により参加者で味わった。（美味！）

捕獲作業の様子



2017年(平成29年)8月11日(金曜日) 北 地域の話 16

オホーツク 遠軽 紋別

北見支社 千090-8655
北見市幸町1丁目2番17
☎0157-24-4456
FAX 25-7980

Eメール kitami@hokkaido-np.co.jp
☎24-4455
▷広告・販売 千093-0018
網走支局 網走市南8条西2丁目
☎0152-44-7211
FAX 45-0022

美幌支局 美幌町大通北4丁目
☎0152-73-2018
FAX 72-3794

遠軽支局 遠軽町大通北2丁目
☎0158-42-2211
FAX 42-5575

紋別支局 紋別市花園町2丁目
☎0158-24-2100
FAX 24-7349

遠軽の生態系を守ろう ウチダザリガニを捕獲

町民団体と子ども会
【遠軽】生態系への影響が懸念される特定外来生物ウチダザリガニの防除を進める町民ボランティア団体「ジオ・ザリ・クラブ」(金子東葉代表)と東町3丁目子ども会、町生田原安国の川で捕獲活動を行い、58匹を捕まえた。両者による捕獲活動は昨年に続き今回で、11月にウチダザリガニを採集子どもたち(ジオ・ザリ・クラブ提供)

【遠軽】生態系への影響が懸念される特定外来生物ウチダザリガニの防除を進める町民ボランティア団体「ジオ・ザリ・クラブ」(金子東葉代表)と東町3丁目子ども会、町生田原安国の川で捕獲活動を行い、58匹を捕まえた。両者による捕獲活動は昨年に続き今回で、11月にウチダザリガニを採集子どもたち(ジオ・ザリ・クラブ提供)

参加者は向遠軽公民館でウチダザリガニを雄と雌に分け、捕獲数を確認。最大の個体は体長約10センチ。その後、ゆでたり素揚げしたりして味わった。昨年に続き参加した南小6年の石川寛空さんは「捕まえたときのザリガニの動き方が面白かった。素揚げもおいしく、また参加したい」と話していた。(城居将樹)

DIAMONDSOLAR
TEL:0157-38-8888 FAX:0157-38-8888

株式会社 エコプラン
TEL:0157-38-3357 FAX:0157-38-3357

■ 農村環境保全活動①-2



■ 農村環境保全活動②

- 景観形成活動として、農用地を活用した景観作物（キカラシ）の植栽を実施。H29年度は 77.2 ha を作付け。
- 生活環境保全活動として、風塵防止を目的に農用地への作物（エン麦）の植栽を実施。H29年度は 24.8 ha を作付け。

キカラシの植栽



エン麦の植栽



■組織としてのこれから

- ✓ 利用組合等が解散されたと同時に、農業用施設の保全管理の意識も低下し、併せて補助事業等で整備した施設の断面規模等が大きいため、少人数での作業が困難な状況だった。
- ✓ しかし、多面的機能支払交付金に取り組んだことで、保全管理活動を行える仕組みが整い、地域としても非常に助かっている。
- ✓ 今後は話合いや活動を通じたコミュニティの強化にも期待。

【今後に向けて…】

- 話し合いや活動を通じて得た情報等を、地域内に伝達する仕組み作りと人材育成を進める必要がある。
- 活動や考え方を継続させるためにも、次の役員を育てる必要がある。
- 以前は自前で行ってきた活動に対し交付金が充当できることから、所得向上の一助になる一方で、交付金に頼りすぎる農業者も発生。

本交付金の取組みを通じて「ふるさとの維持・発展」に向けた「意識の醸成」を図り、「コミュニティの強化」と「地域ブランドの創設」を目指していきたい。

2018 年 2 月 14 日現在

ふりがな おかむら たかゆき
氏 名
岡村 貴幸



1977 年 12 月 12 日生 (満 40 歳)
※
男

ふりがな
現住所 〒099-0342
北海道紋別郡遠軽町瀬戸瀬西町 62-2 岡村農園

電話

年	月	学歴・職歴 (各別にまとめて書く)
1996	3	遠軽高校卒業
1998	3	北海道農業専門学校 (八紘学園) 卒業
1998	4	親元へ就農(経営面積 5 h a)
2003	2	北海道農業士認定
2006	6	結婚
2008	4	遠軽町立茎アスパラ生産組合代表就任
2012	4	農業経営移譲
2013	4	遠軽青紫蘇生産組合 組合長就任
2014	6	高橋はるみ知事の表敬訪問
2017	12	とんぼの未来・北の里づくり事例研究会会員

◎経営内容
小麦 23ha, 青紫蘇 9.5ha、甜菜 10.5ha, 南瓜 2ha,
立茎アスパラ 0.7ha

◎家族構成
両親、妻、**子供 5 人 (一男、四女)**



ご清聴ありがとうございました

平成29年度 多面的機能支払交付金事業に係る 先進地視察研修報告

洞爺湖町洞爺総合支所農業振興課

主 査 村 上 友 和

平成29年度 多面的機能支払交付金事業に係る 先進地視察研修報告

「とんぼの未来・北の里づくり」事例研究会

洞爺湖町洞爺総合支所農業振興課 主査 村上友和

【先進地視察研修の概要】

1 目的

先進的・効果的な活動を行っている組織等との意見交換や活動事例の情報収集を行い、本道活動組織へ情報提供を行うため。

2 日程

平成30年1月17日（水）～19日（金） 3日間

3 視察先

新潟県見附市 福井県福井市

4 視察者

名寄東資源保全活動組織
遠軽町環境保全広域協定運営委員会
岩見沢市農政部農業基盤整備課
北海土地改良区 総務部総務課
洞爺湖町洞爺総合支所農業振興課
北海道農政部農村振興部農村設計課

//

水土里ネット北海道（道推進協議会事務局）

//

鷲見代表
岡村会計
山崎主事
高道主幹
村上主査
坪井主幹
高瀬主査
田村主幹
佐藤主査



【本視察研修に向けた検討事項】

- 1 活動組織の広域化によるメリット・デメリット
- 2 活動組織継続のための若手農業者・農業女性の参画

～ 意見交換で聞いてみたい内容 ～

- 1 活動組織の広域化によるメリット・デメリット等について
 - (1) なぜ広域化したのか？
 - (2) 広域化を進める段階での地域（集落）の反応は？
 - (3) 広域化をしてみて良かった点、悪かった点とは？
- 2 活動組織継続のための若手農業者・農業女性の参画状況について
 - (1) 長いスパンで活動するには若手農業者、後継者の積極的な役員への登用が重要と考えるが、状況は？
 - (2) 地域の環境保全、美化活動等に女性の力が必要と考えるが状況は？

【新潟県 見附市広域協定との意見交換】

～ 新潟県及び見附市の概況 ～



《新潟県の概況》

- 人口 約 2 3 0 万人
- 面積 1, 258, 000ha
- 農地面積 174, 000ha
- 農振農用地面積 168, 000ha
- 市町村数 3 0

(H10年度末 112 → H21年度末 30)

《多面的機能支払 取り組み状況》

- ・ 全30市町村の内、29市町村で取組
- ・ 活動組織数 1, 2 2 4
うち広域活動組織 1 3 3 (全国 1 位)
- ・ 取り組み率 (農地維持) 7 0 %

《見附市の概況》

- 人口 40, 854人
- 面積 7, 791ha
- 農地面積 2, 700ha
うち水田 2, 480ha

《多面的機能支払 取り組み状況》

* 1 市 1 組織型 (H24～)

- ・ 農地維持 66集落 2, 506ha
(田 2, 368ha 畑 138ha)
- ・ 資源向上 (共同) 66集落 2, 506ha
- ・ 資源向上 (長寿) 6集落 232ha

【見附市広域協定の取組 ～行政主導による広域化～】



見附市広域協定との意見交換 (一社) 農村振興センターみつけ 椿事務局長

《広域化の目的》

(1) 少子高齢化等による人口減少時代の中で確実に現在よりも少人数となる集落の**後継者達**が農村集落を守り続けていくために、**各集落が抱えている課題、予測される課題**に対して事業を有効に活用して**解決を図る**ために広域協定を設立し**全集落を加盟**させる。

(2) 行政主導による広域組織の設立

平成24年度、全国に先駆け行政主導で設立。

行政 → **広域協定設立** = **ほぼゴール**

集落 → **広域協定設立** = **再スタート** (組織継続に向けた手段)

【広域協定によるメリット】

①集落・行政の**事務負担**が軽減

→広域協定事務局への外部委託により事務を一元化（活動記録及び金銭出納簿等）

②**横断的**な活動の実施が可能

→小さな集落を大きな集落が助けることで事業費不足を解消

③資源向上活動の**柔軟な対応**

→全ての集落が同じ事業（植栽等）を行わなくても良い

④**効果的・効率的**な活動の実施が可能

→大型機械の共同利用や資材の共同購入による経費節減

共同購入による経費節減



防草シート等の資材は**共同購入**することで安価となり経費節減

共同利用による経費の節減



大型の機械等を近隣集落同士が**共同利用**することで有効活用

【広域協定の運営】 「コントロールタワー」としての＜事務局機能＞

《協定運営委員会での意見統一》



* 質問

Q 66集落が一堂に会し、計画やルールを決めているというが、集落ごとの意見の集約は本当にできているのか。

A 集落ごとに事前に会議を行っており、事前に調整を図ることでスムーズな運営を図っている。運営委員会は決定機関として機能しているが、そぐわない意見が出た場合、一集落に一票「拒否権」が与えられており、一票でも入るとその項目は適用されないこととなっている。

《広域協定事務局》

（一社）農村振興センターみつけ

・ 1市1組織「見附市広域協定」の更なる継続・発展のため、協定役員が中心となって広域協定とは別人格となる一般社団法人を設立

→ 広域協定と業務委託契約を締結

〈主な委託内容〉

- ・ 事務所の管理及び運営
- ・ 各種会議の開催及び関係資料の作成
- ・ 各種申請書、報告書等公式書類作成支援
- ・ 広域協定本体の会計処理
- ・ 各集落の事務（活動記録、金銭出納簿）
- ・ 各種請負契約事務支援
- ・ 研修会の開催、集落間調整、指導・助言等

設 立 平成29年4月3日

設立者 広域協定役員等 15人

予 算 11,000千円

運 営 代表理事1名、理事2名、監事2名
事務局長1名、事務局員2名

【意見交換を終えて ～新潟編～】

- ・意見交換のメインテーマであった「広域化」について、椿事務局長及び関係者の熱意を感じた。
- ・幅広い取組ができる反面、交付金の使途範囲の判断が難しい部分もある多面的機能支払交付金だが、煩雑な事務を外部委託することにより、構成員の負担が減少しており、担い手不足等の問題も解消されていることから、将来的にも安定した農業経営が想定できる。
- ・本事業実施により、他集落との関わりも増え、互いのスキルアップが図られていることは当町の組織も同様に感じている。
- ・女性の参画については、非常に大切と感じているものの、やはり昔からの農業＝男社会というなかで進んでいないのが現状とのこと。



【福井県多面的機能発揮推進協議会との意見交換】

～ 福井県の概況 ～

《福井県の概況》

- 人口 約78万人
- 面積 420,000ha
- 農地面積 40,890ha
- 農業産出額 428億円
(うち、米が約60%の258億円)

《多面的機能支払 取り組み状況》

- ・ 取組面積 31,435ha (約8割をかゝる)
- ・ 活動組織数 736組織 (1,239集落)
うち広域活動組織
取組面積 9,849ha
組織数 20組織 (395集落)
* 平成29年度農地維持支払



【福井県多面的機能発揮推進協議会の取組 ～広域化の推進～】

《広域化の取組》

- 福井県が平成26年度に多面的機能支払の**カバー率100%**を掲げる。
→その方策として…
 - ①組織の広域化の推進
 - ②事務支援システムの開発
 - ③受委託体制の構築
- 平成27年度に**推進体制を強化（県一本化）**し、未取組み集落への戸別訪問と併せ、組織の広域化の推進を加速化させた
- 今後の広域化の進め方
→その方策として…
 - ①土地改良区の関与を強化させる
 - ②集落の垣根を越えた活動の展開 → 地域・集落間の交流促進
 - ③効果的な活動を横展開させる → 優良事例の効果的な反映



福井県における広域組織 設立状況

● 設立済 ○ 設立予定 ◇：協定締結対象組織

面積：認定農用地

永平寺町（合併前町）	面積(a)	設立
上志比広域資源保全会	25,084	H27
◇ 吉野の郷を守る会（事業区・旧村単位）		

福井市（事業区単位）	面積(a)	設立
主計の郷を守る会	21,703	H19
酒生を良くする会	23,940	H19
岡保農地水環境保全組織管理協定	32,361	H19
文殊農地・水・環境保全管理協定	38,816	H19

※一乗農地環境保全協議会（事業区・旧村単位）

越前市（事業区単位）	面積(a)	設立
松ヶ鼻農地・水・環境保全組織管理協定	83,016	H19

◇ 花筐西部保全組合（旧村単位）

○ 坂口地区（旧村単位）
平成30年3月設立予定

小浜市（市単位）	面積(a)	設立
若狭おばま農地環境保全広域協定	102,435	H28

※組織内にも広域組織が3組織あり

○ あわら市6組織化（公民館単位）
平成30年3月設立予定
○ 坂井市農地水広域協定（市単位）
平成30年3月設立予定

○ 勝山市（市単位）
平成30年3月設立予定

大野市（事業区単位）	面積(a)	設立
アバンセ乾側の環境を良くする会	26,250	H19
富田農地環境保全協議会	75,655	H19
わらび環境保全協議会	23,492	H19

◇ 和泉地域中山間推進委員会（合併前村）

鯖江市（事業区単位）	面積(a)	設立
水土里ネット東陽	48,711	H27
片上の郷を守る会	13,552	H19
かわだ農地保全会	16,061	H27
鯖江日野川西部農地・水・環境保全会	60,825	H28

池田町（町単位）	面積(a)	設立
池田の郷水と土を守る会	35,466	H19

南越前町（事業区単位・合併前町）	面積(a)	設立
今庄水土里を守る会	44,581	H19
南越前農地自然を守る会	42,125	H29

敦賀市（市単位）	面積(a)	設立
敦賀市広域協定	43,101	H27

美浜町（町単位）	面積(a)	設立
美浜町広域協定	66,796	H27

若狭町（町単位）	面積(a)	設立
若狭町農地水広域協定	160,978	H27

※組織内にも広域組織が1組織あり

【環境美化活動の推進 ～県内統一の活動と女性の参画～】

- 福井県内の各地域で生態系保全活動や景観形成活動が展開
- 平成30年に開催される「福井しあわせ元気国体」において、来県される方々をおもてなしの心で歓迎するため、活動組織に対し【花いっぱい運動】を呼びかけ。
- 福井県でも活動組織における女性の参画は懸案事項であり、花いっぱい運動の他、行政主体で何かできないか検討を進める。

《推進方針》

- アクセス道路沿いの農地について重点的に実施（コスモス等植栽）
- その他農用地についても積極的に取組み

＊H28の取組状況

- 県内において植栽などの景観形成に取り組む554集落のうち、110の集落においてコスモスなど150,000㎡の植栽を実施。



【福井県における優良事例 ～2 活動組織との意見交換～】



主計の郷を守る会 漆崎会長



文殊地農地・水・環境保全管理協定 吉川会長

《活動組織の持続的な発展に向けた取り組みについて》

1 次世代の担い手育成

活動組織の維持・発展には若い人の育成が大切。組織の役員と一緒に若手農業者（農事組合員、自治役員等）が活動区域の点検・機能診断等の巡回を行うことで理解を深めている。

2 行政経験者との協同

福井県内の活動組織には、行政OB、土地連OBなど、技術を持った人に構成員となってもらうことで事務や設計等がスムーズに行われていることが多い。

3 女性の事業への参画

県からも報告があったとおり、国体に向け景観形成にかかる作業を女性の力を借りている。独自の取組として芝桜の植栽面積拡大事業を行っており、セル苗による移植をしている。

4 共同活動（施設の長寿命化）について

施設の長寿命化に係る工事を行う際、所有者から一定の負担額を受領している。手出しがあった方が施設をより大切に使用すること。

【意見交換を終えて ～福井編～】

- ・ 県の主導により県内農用地のカバー率100%を目指していたり、推進体制の一本化による広域化の推進加速など、県の強力なリーダーシップを感じることができた。

- ・ 意見交換に参加していただいた2活動組織をはじめ、事務局や会計に行政OBが登用されており、集落内の意見聴取や自主設計等の中心的な役割を担っていることで農業者の事務負担軽減となり、活動組織の維持・向上につながっていると感じた。

- ・ 農業文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化を図る活動にも外部団体と協同で実施しており、コミュニティ形成の方法について参考となった。



【道外先進地視察研修を終えて ～考察１～】

＜活動組織の広域化＞

- 本州では集落ごとに活動組織が形成されている地域が多く、既に市町村単位や水系単位である程度広域に組織化されている地域が多い北海道とは状況が違う。
- 今回視察地の新潟県及び福井県は、両県とも行政が広域化を推進しているが、あくまでも零細な活動組織における広域化の推進であり、その状況では、行政機関は勿論のこと、活動組織構成員も広域化による事務負担軽減のメリットを受けやすい状況であることが理解できた。
- 既に一定規模の広域化が進んでいる北海道では、画一的な広域化の推進が有効かどうかは疑問である。
- 広域化のメリットを再整理すると、P 6 のとおり①集落・行政の事務負担が軽減、②横断的な活動の実施が可能、③資源向上活動の柔軟な対応が可能、④効果的・効率的な活動が可能などがあげられるが、広域化を推進するか否かは、P 5 のとおり目的を明確にする必要がある。
- 広域化のメリットとして事務軽減があげられるが、実際に事務軽減が図られるかどうかについては、全体の事務量は変わらないので、事務局の一元化など体制整備が不可欠である。

【道外先進地視察研修を終えて ～考察2～】

- 北海道内でも活動組織の高齢化や後継者不足により、存続が危ぶまれている活動組織があると聞いているので、そのような組織での活動存続の検討に当たっては、広域化が有効と考える。
- 事務負担が活動存続の障害となっている場合は、事務局の一元化が有効である。広域化に限らず一元化された事務局の規模に合わせて、市町村単位で連絡協議会を立ち上げたり、組織を合併することが事務軽減に有効と考える。
- 今後の課題として、北海道における効果的な広域化、事務局の一元化の効率的な推進を検討するべきと考える。

＜活動組織の持続的な発展に向けた取組＞

- 若手農業者等の活動組織役員への登用や女性の参画を今回研修のテーマとして掲げたが、両県とも非常に重要な項目と考えていることは意見交換により確認できたが、これを解決する特效薬は無い模様。
- 福井県の国体に合わせた【花いっぱい運動活動】は、統一的な取組として非常に参考になる事例
- 女性の参画については、今後は少し幅広に多様な主体の参画として、本交付金における女性の参画や農福連携などの可能性を検討したい。
- 北海道における福井県のような統一的な取組の可能性を検討したい。
- 今後とも両県とは交流を継続し、優良事例があれば情報交換により積極的に取り入れていきたい。

【番外編】新潟こぼれ話

☆新潟県での意見交換後の新潟県職員との会話から…

- 新潟県和島村（現長岡市）の久須美酒造で復活した幻の酒米「亀の尾」を使った「亀の翁」というお酒がある。
- この復活劇は「夏子の酒」という漫画の原作になっており、自分はそのストーリーに出てくる「和醸良酒」という言葉が好き、座右の銘としている。

○和は良酒を醸す

造り酒屋では造り手ひとりひとりの技や努力、造り手同士の調和、そして計算し尽くせない何かが溶け合って醸し上げられるのが「酒」の味…という意味。

○良酒は和を醸す

良い酒米を作る農家とその酒米を使って良い酒を造る酒蔵が一致団結することで、より強固な絆が生まれるという意味。

これを多面的機能支払交付金事業に例えると…

○和は良酒を醸す…活動組織の構成員が協力し合うことで、より良い地域の将来像（良酒）を創りあげること。

○良酒は和を醸す…多面的機能支払交付金（良酒）を有効活用することで、地域の農業者や自治会、団体により強固な絆が生まれ、地域の発展につながる。

ご清聴、ありがとうございました

